

佐用町水防計画

令和5年2月改定

佐用町防災会議

《 目 次 》

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任	3
第4節 水防計画の作成及び変更（法第33条）	5
第5節 水防協議会の設置	5
第6節 安全配慮	6
第2章 水防組織	7
第1節 水防組織	7
第2節 消防団組織	16
第3節 消防団の事務分掌	18
第4節 消防団の出動準備（町地域防災計画の防災体制基準及び配備に準ずる）	18
第5節 水防協力団体	20
第3章 水防態勢	21
第1節 水防態勢	21
第2節 水防非常配備	21
第3節 水防態勢の解除	22
第4章 重要水防箇所・危険が予想される箇所	23
第1節 重要水防箇所	23
第2節 危険が予想される箇所	25
第5章 予報及び警報	27
第1節 神戸地方気象台が行う予報及び警報	27
第2節 水位周知河川における水位到達情報	30
第3節 雨量情報	31
第4節 水防指令	32
第5節 水防警報	32
第6章 気象予報等の情報収集	34
第1節 気象情報、河川水位及び雨量等の情報収集	34
第7章 水防の監視及び水防活動	38
第1節 施設等の監視	38
第2節 巡視及び警戒	39
第3節 水防作業	40
第4節 異常気象時の通行規制等	40
第8章 防災関係機関等の情報伝達	43
第1節 防災関係機関等の情報伝達	43
第2節 住民等への情報伝達	43

第9章 避難のための立ち退き	48
第1節 避難準備	48
第2節 避難のための立ち退きの指示	48
第3節 立ち退き指示の周知徹底	48
第4節 避難所の開設及び閉鎖	48
第5節 水防信号	48
第6節 避難指示等の発令	49
第10章 水防設備の整備及び輸送の確保	51
第1節 水防設備の整備	51
第2節 輸送の確保	52
第11章 決壊の通報及び決壊後の処置	55
第1節 決壊の通知	55
第2節 決壊後の処置	55
第12章 他の水防機関、関係機関との協力及び応援	56
第1節 県水防機関との連絡	56
第2節 隣接水防管理団体相互の協力と応援	56
第3節 警察署との協議	56
第4節 自衛隊の災害派遣要請要求	56
第5節 土木組合等に対する協力要請	57
第6節 住民、自主防災組織等との連携	57
第7節 応援協定	57
第13章 水防記録及び報告	59
第1節 水防記録	59
第2節 水防報告	59
第14章 浸水想定区域の避難を確保するための措置	61
第1節 浸水想定区域の指定状況	61
第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	61
第3節 洪水・土砂災害ハザードマップ	61
第15章 費用負担及び公用負担	62
第1節 費用負担	62
第2節 公費負担	62
第16章 水防計画及び水防訓練	64
第1節 水防計画	64
第2節 水防訓練	64

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条の目的を達成するため、佐用町内の河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

1 佐用町水防本部

佐用町域における水防を統括するため、佐用町に設置する水防本部をいう。ただし、警戒体制、警戒対策本部体制、災害対策本部体制を執った場合は、町地域防災計画で定める。

2 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）

水防の責任を有する町をいう。

3 指定水防管理団体（法第 4 条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。指定水防管理団体は、水防協議会を設置し、水防計画を作成し、水防訓練を行わなければならない等の義務を負う。佐用町は平成 23 年 6 月 24 日に水防管理団体に指定された。

4 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体である町の長をいう。

5 消防機関（法第 2 条第 4 項）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

6 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

7 水防団（法第 5 条、法第 6 条）

水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。指定水防管理団体は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

佐用町の場合、消防団が水防活動を行う。

8 量水標管理者（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）

量水標、その他の水位観測施設の管理者（県光都土木事務所長）をいう。

9 水防指令

知事が、県の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

10 水防警報（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

知事が指定した河川等について、洪水等によって災害が起こる恐れがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

11 水防警報河川（法第 16 条）

知事が河川で県民経済上重大な損害を生ずる恐れがあるとして指定し、公示した河川をいう。

佐用町の水防警報河川は、二級河川の千種川、佐用川及び志文川がある。

12 洪水予報（法第 10 条、法第 11 条）

あらかじめ河川を定め、国土交通大臣又は、知事と気象庁長官が共同して、気象等の状況により洪水等の恐れがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

13 水位周知河川（法第 13 条）

洪水予報指定河川以外の河川で、知事が、洪水により相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川をいう。県は、水位周知河川の基準観測点に量水標等を設置し、水位を観測して、町に通知する。県下では 70 河川が指定されており、佐用町では、千種川、志文川、佐用川が水位周知河川に指定されている。

14 水位周知排水施設等（法第 13 条の 2）

知事又は町長が、雨水出水により相当の損害が生ずる恐れがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設）をいう。

15 洪水浸水想定区域（法第 14 条、法第 15 条）

水位周知河川について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして知事が指定した区域をいう。

16 雨水出水浸水想定区域（法第 14 条の 2、法第 15 条）

水位周知排水施設等について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は、当該排水施設から河川等へ雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域をいう。

17 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

18 水防団待機水位【通報水位（法第 12 条第 1 項）】

洪水等の恐れがある場合に、量水標管理者（県光都土木事務所長）が、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、水防管理者（町長）に報告を開始する水位をいう。

（参考）おおむね以下のように設定している。

$$[\text{水防団待機水位（通報水位）} = \text{氾濫注意水位（警戒水位）} \times 0.7]$$

19 泛濫注意水位【警戒水位（法第 12 条第 2 項、法第 17 条）】

増水時に水防管理者（町長）が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者（県光都土木事務所長）は、水防管理者（町長）に報告する。

（参考）おおむね以下のように設定している。

$$[\text{改修済区域} \cdots \text{泛濫注意水位（警戒水位）} = \text{計画高水位} \times 0.6 \sim 0.7]$$

$$[\text{未改修区域} \cdots \text{泛濫注意水位（警戒水位）} = \text{護岸高} \times 0.5]$$

高齢者等避難の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。

※ 町では、氾濫注意水位を超え、一時間後に避難判断水位に達すると予測される場合に高齢者等避難の発令を検討する。

20 避難判断水位

避難指示の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。

※ 町では、避難判断水位に到達し、かつ一時間後に氾濫危険水位に達すると予測される場合に、避難指示の発令を検討する。

21 気象危険水位【特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）】

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位をいう。

※町では、氾濫危険水位に到達したとき、緊急安全確保の発令を検討する。

22 気象開始相当水位

危険箇所の堤防天端高など氾濫が開始される水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に変換した水位。

23 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域とは、土砂災害危険箇所のうち住民の生命身体に危害が生ずる恐れのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域のことである。県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩落 460 箇所、土石流 120 箇所）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩落 549 箇所、土石流 396 箇所、地滑り 9 箇所）をそれぞれ 580 箇所、954 箇所指定している。

また、砂防三法に基づき、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流 396 箇所、地すべり危険箇所 9 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 547 箇所）を 952 箇所指定している。

第3節 水防の責任

水防に関する各主体について、水防法又は河川法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 兵庫県の責任（法第3条の6）

兵庫県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

2 佐用町（指定水防管理団体）の責任

町は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。（法第3条）

- (1) 水防団の設置（法第5条）（消防団が水防団を兼ねる。）
- (2) 水防団員等の災害補償（法第6条の2・法第45条）
- (3) 土地の一時使用等の公費負担（法第28条）
- (4) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (5) 水防協議会の設置（法第34条）
防災会議が水防協議会を兼ねる。（法第33条第2項）
- (6) 水防協力団体に対する情報提供等（法第40条）

3 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第10条第1項）

気象庁長官は、気象等の状況により洪水等の恐れのあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

4 知事の責任（法第10条第3項、法第11条第1項、法第13条第2項・第3項、法第13条の2第1項、法第13条の3、法第13条の4、法第14条第1項・第3項、法第14条の2第1項・第3項、法第14条の3第1項・第3項、法第16条第1項・第3項）

- (1) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水の恐れのあると認められるときは、神戸地方気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協

力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- (2) 知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、町長に通知しなければならない。
 - ① 洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域
 - ② 水位周知排水施設等にかかる雨水出水浸水想定区域
- (3) 知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について、水防警報をしなければならない。
- (4) 知事は、あらかじめ指定した河川について、避難判断水位として洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者（町長）及び量水標管理者（県光都土木事務所長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知させなければならない。あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等にかかる雨水出水特別警戒水位を定めた場合も同様に行わなければならない。

5 町防災会議の責任（法第 15 条第 1 項・第 2 項）

- (1) 町防災会議は、町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
 - ① 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害が生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法
 - ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
 - ③ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水にかかる避難訓練の実施に関する事項
 - ④ 浸水想定区域（洪水、雨水出水）内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等
- (2) 町防災会議は、浸水想定区域内の前項④の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、水位到達情報、その他人的災害が生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法を定める。

6 町長（水防管理者）の責任

- (1) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (2) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (3) あらかじめ指定した排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 13 条の 2 第 2 項）
- (4) あらかじめ指定した排水施設等について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表する。（法第 14 条の 2 第 1 項）
- (5) 町地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民、滞在者その他の者に周知させるよう努める。（法第 14 条の 2 第 3 項）
- (6) 浸水想定区域について、町地域防災計画に定められた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必

要な措置を講じなければならない。(法第 15 条第 3 項)

- (7) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動 (法第 17 条)
- (8) 警察官の援助の要求 (法第 22 条)
- (9) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請 (法第 23 条)
- (10) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置 (法第 25 条、法第 26 条)
- (11) 避難のための立ち退きの指示 (法第 29 条)
- (12) 水防計画の変更及び要旨の公表 (法第 33 条第 1 項及び第 3 項)
- (13) 水防協議会の指定 (法第 36 条)
- (14) 消防事務との調整 (法第 50 条)

7 水防団長及び消防機関の長の責任

- (1) 平常時における河川等の巡視 (法第 9 条)
- (2) 警戒区域の設定 (法第 21 条)
- (3) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置 (法第 25 条、法第 26 条)

8 警察官・警察署の任務

- (1) 警戒区域の設定 (法第 21 条第 2 項)
- (2) 警察署は水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力する。
(法第 22 条)

9 通信機関の責任 (法第 27 条)

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

10 量水標管理者の責任 (法第 12 条)

量水標管理者（県光都土木事務所長）は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。また、量水標管理者（県光都土木事務所長）は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

11 住民の義務 (法第 24 条、法第 29 条)

住民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者（町長）等から要請があったときは、水防に従事するとともに水防管理者（町長）等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従う。

第4節 水防計画の作成及び変更 (法第 33 条)

町は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、町防災会議に諮り、変更後は知事に届け出る。

また、町は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表する。

第5節 水防協議会の設置

法第 33 条で水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防協議会を置き、水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めることとなっているが、水防計画は町地域防災計画の水防に関する活動をより具体的に示したものであることから、水防法第 33 条第 2 項の規定により、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する町防災会議に諮る。

第6節 安全配慮

消防団員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の活動において多くの命を救う基本である。洪水等には、消防団員自身の安全確保に留意して活動を実施する。

また、避難誘導や水防活動の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

■ 消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- 1 水防活動時にはできる限りライフジャケットを着用する。
※ 本庁及び各支所に配備
- 2 消防団各分団は、水防活動時の安否確認を可能にするため、携帯電話等通常の通信機器が不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 単独行動を避け、複数人での活動を原則とする。
- 5 監視員等は、身の安全を確保し重要水防箇所や危険箇所を監視する。
- 6 消防団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、消防団員が自身の危険が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。
- 7 救助要請等で現在地を確認する場合は、可能な限り携帯電話（スマートフォン）等の衛星利用測位システム（G P S）機能を活用する。
- 8 指揮命令系統を確立する。

団員 → 分団長 → 副団長 → 専任副団長 → 団長

第2章 水防組織

第1節 水防組織

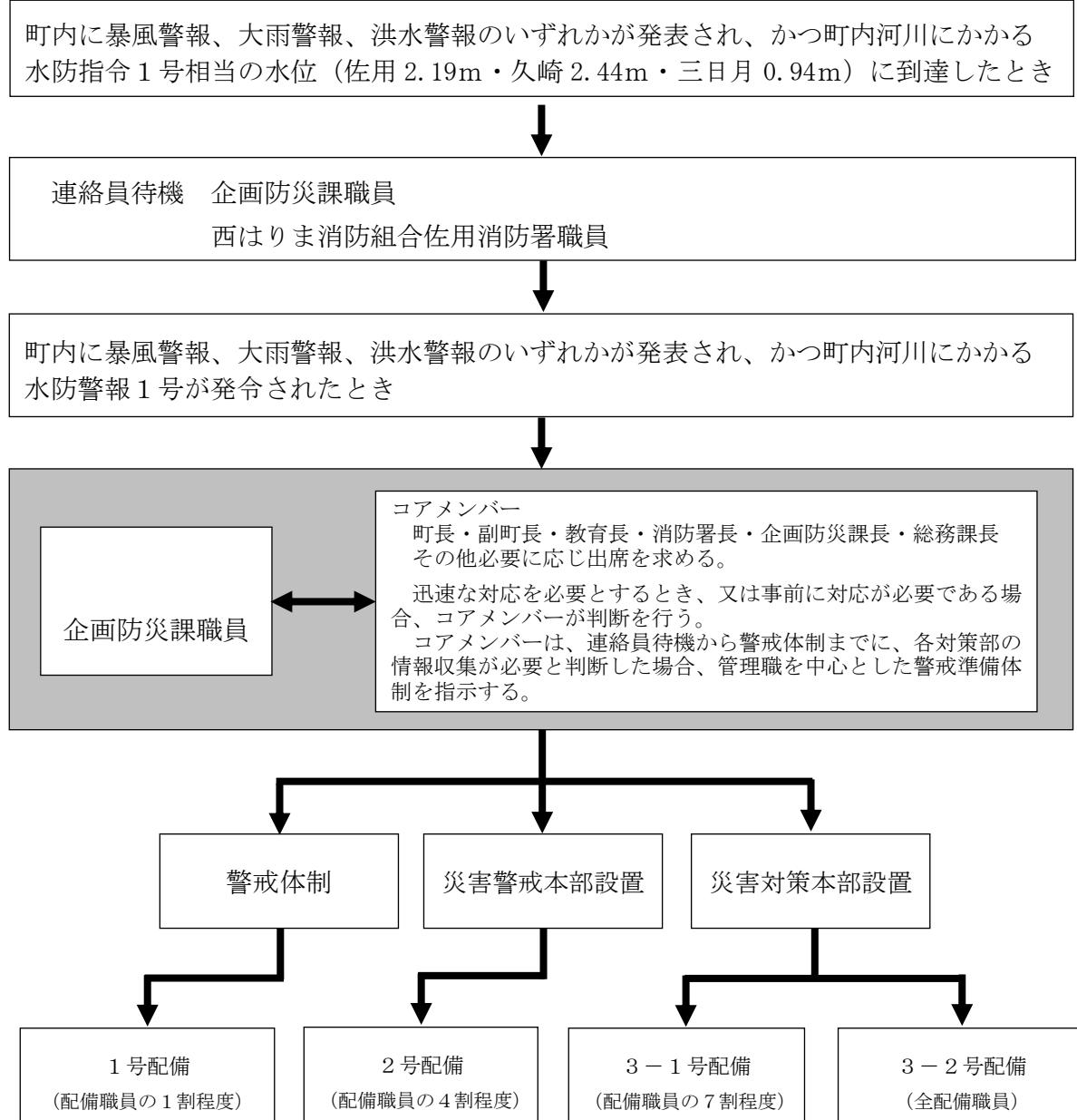
町長は、水防に関する警報・注意報等又は地震等により、洪水等の恐れがあると認められ、警戒活動や応急活動の必要があると認めたときから洪水等の危険が解除されるまでの間、警戒体制、警戒対策本部体制、災害対策本部体制を執り、水防事務を処理する。

配備の体制、職員配備基準及び活動等は「町地域防災計画風水害編」のとおりとする。

1 配備の体制及び職員配備基準

災害が発生し又は発生する恐れのある場合、状況に応じて次の災害体制及び職員配備により、災害警戒及び応急対応にあたる。

■ 組織体制及び職員配備図



※ 配備職員とは、各対策部の事務分掌中の業務に対応する人員の割合であり、初動期・応急期・復旧期で配備人員は異なる。

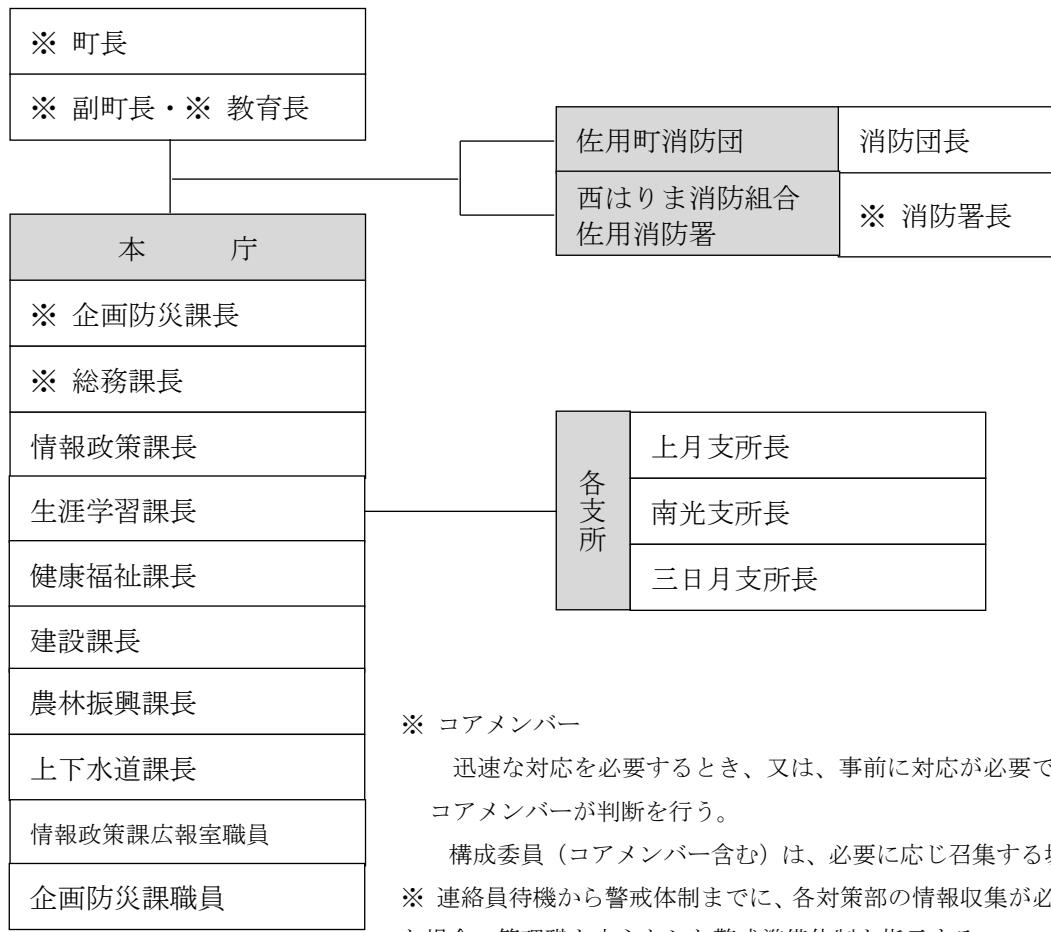
(1) 連絡員待機

名称	連絡員待機
設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。

(2) 警戒体制

名称	警戒体制
設置場所	各 課
組織構成	警戒体制は、下記の組織構成図のとおりとする。 副町長、教育長、課長、支所長、西はりま消防組合佐用消防署長は、地域の状況等を踏まえ、それぞれの立場から町長の判断に必要な助言を行う。
主な業務	1 情報の収集（河川水位情報、県・気象台との連絡等） 2 住民等からの照会に対する対応 3 道路、橋梁、河川等の情報収集 4 各地域の状況調査 5 排水施設の管理及び運転 ※ 迅速な対応を必要とする場合には、コアメンバーが判断を行う。

■ 警戒体制組織構成図



(3) 災害警戒本部体制

名 称	災害警戒本部
本 部 長	町 長
設 置 場 所	本庁第一庁舎西館 2階防災会議室 (予備施設: 上月支所、三日月支所、西はりま消防組合佐用消防署)
組 織 構 成	災害警戒本部の組織構成は、組織構成図(別図1)のとおりとする。
災 害 警 戒 本 部 設 置 の 通 知	災害警戒本部を設置したときは、地域対策部各地域対策班や出先機関に對し、災害警戒本部設置を連絡する。また、速やかに県に対しフェニックス防災システム等でその旨を通知する。
本部会議 の 開 催	<p>本部長は、災害に備えるための対策を決定するため、本部会議を開催する。</p> <p>災害警戒本部会議の組織構成は、本部長(町長)、副本部長(副町長・教育長)、西はりま消防組合(佐用消防署長)、統括部長(企画防災課長)、統括部班長(企画防災課防災対策室長・まちづくり企画室長・情報政策課長)、総務対策部長(総務課長)、総務対策部班長(議会事務局長、会計課長、税務課長)、生活対策部長(住民課長)、生活対策部班長(商工観光課長)、教育対策部長(教育課長)、医療健康対策部長(健康福祉課長)、医療健康対策班長(高年介護課長)、建設農林対策部長(建設課長)、建設農林対策部班長(農林振興課長)、上下水道対策部長(上下水道課長)、地域対策部長(生涯学習課長)、消防団長、及び統括部職員(企画防災課職員・情報政策課広報室職員)により構成する。</p> <p>ただし、緊急時には出席を求める場合がある。</p>
本部会議の 報告事項	<p>■ 災害警戒本部会議での報告事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集状況及び活動状況 ・消防団員の参集状況及び活動状況 ・被害状況 ・河川状況 ・今後の気象予測 など
本部会議の 協議・決定 事 项	<p>■ 災害警戒本部会議での協議事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川水位等の災害情報の収集と今後の水位予測等による対策の検討 ・住民、報道機関への情報提供などの対応 ・災害警戒箇所の警戒巡視 ・所管施設の警戒巡視及び予防措置 ・軽微な被害への応急対策 ・高齢者等避難及び避難指示の発令 ・災害警戒本部の廃止 ・災害対策本部設置の判断 など <p>※ 迅速な対応を必要とする場合には、コアメンバーが判断を行う。</p> <p>※ 「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議運営マニュアル」参照</p> <p>※ 災害警戒本部会議の報告・協議・決定事項は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」5「災害警戒本部の協議・決定事項」のとおりとする。</p>

名 称	災害警戒本部
廃止基準	本部長は、災害対策本部を設置したとき、被害が発生しなかったとき、又は事態が終息したときは、災害警戒本部を廃止する。

(4) 災害対策本部体制

名 称	災害対策本部
本 部 長	町 長
設 置 場 所	本庁第一庁舎西館2階防災会議室（予備施設：上月支所、三日月支所、西はりま消防組合佐用消防署）
組織構成	<p>災害対策本部の組織構成は、災害警戒本部・災害対策本部組織図（別図1）のとおりとする。</p> <p>なお、本部長は、県、自衛隊、緊急消防援助隊、警察等の広域応援を受け入れた場合は、各機関からそれぞれ1名以上本部連絡員として災害対策本部に派遣することを要請し、関係機関との連携の強化を図る。</p> <p>副本部長、各対策部長、班長は、地域の状況等を踏まえ、それぞれの立場から本部長の判断に必要な助言を行う。</p>
災害対策本部設置の通知	<p>統括部は、災害対策本部を設置したときは、職員のほかに次の機関等にも防災行政無線、フェニックス防災システム、電話、メール、町ホームページなどをを利用してその旨を通知する。</p> <p>■ 本部設置の通知先</p> <p>住民・兵庫県危機管理部災害対策課・兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国交省鳥取河川国道事務所・たつの警察署・佐用町社会福祉協議会・近隣市町（宍粟市・上郡町・たつの市・美作市）など</p> <p>■ フェニックス防災システムによる通知</p> <p>対策本部を設置したときは、速やかに県に対しフェニックス防災システムでその旨を通知する。</p>
事務分掌	<p>災害対策本部の事務分掌は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」8「災害対策本部の事務分掌」のとおりとする。（平時における対応も兼ねる）</p>
事務分掌	<p>統括部</p> <p>体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報告、避難指示等の伝達、情報伝達手段の活用（防災行政無線・エリアメール等・さよう安心安心メール・佐用チャンネル・町ホームページ等）、報道機関への情報発信、消防団の出動要請、災害（警戒）対策本部の設置及び廃止、防災関係機関との連絡調整、防災資機材の調達、警戒区域の設定、県等への災害報告、災害の撮影記録、災害救助法の適用申請事務、生活救済（被災者生活再建等）、災害広報、災害検証、災害復興計画、記録誌の作成など</p>

名 称	災害対策本部	
事務分掌	総務 対策部	職員の収集及び活動、車両の移動、情報機器の確保、スタッフ管理（健康管理含む）、情報収集（災害モニター・自治会・住民など）、情報の整理、人の安否確認及び捜索等、自治会等との連絡調整、応援要請の動員計画、県及び他市町への応援要請及び後方支援、自衛隊への派遣要請及び後方支援、災害情報の整理及び情報共有、家屋被害調査及び災証明書発行、り災届出証明書発行、車両の撤去及び確保、高速道路免除申請証明書の発行、警備、国及び県への要望等、財政計画、災害応急工事の契約等、義援金（義援金配分委員会含む）、被災者への租税等減免、県援護金、町議会対応、視察対応 など
	生活 対策部	現地機関等の情報収集、食料及び物資の供給、支援物資の募集及び広報活動、帰宅困難者対応、町営住宅災害対策、仮設トイレ、し尿の緊急汲取り、廃棄物処理、防疫対策、応急仮設住宅、住宅の応急修理、風呂の無料開放、一時宿泊所、生活救済（事業所見舞金・経営円滑化貸付等）、遺体の火葬等、被災者の保険料免除及び観光施設等との連絡調整及び情報伝達 など
	教育 対策部	情報収集（避難所・小中学校等）及び連絡調整、避難所の開設及び運営、避難所避難者の確認、炊き出し、学用品の給与、応急救育、こころのケア相談、被災児童生徒の生活救済、文化財の被害調査及び復旧対策 など
	医療健康 対策部	社会福祉施設（介護保険施設等）・医療機関との連絡調整及び情報伝達、避難者の体調管理、救急医療活動、医療・助産活動、災害医療支援の受入及び調整、こころのケア相談、健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・職員の健康管理等）、食品衛生対策、感染症対策、生活救済（死亡弔慰金・災害見舞金・災害援護資金等）、社会福祉施設等との連絡調整及び情報伝達、聴覚障がい者等への情報伝達、社会福祉協議会との連絡調整、災害時避難行動要支援者支援 など
	建設農林 対策部	巡回活動、応急対策（通行止め等）、排水対策、関係機関との連絡調整、道路情報伝達・対応連絡会との連絡調整及び対応、交通確保対策（応急工事・迂回路の設定等）、建築資機材の調達等、緊急輸送路の確保、伝染病予防、被害農林業者への資金融資等、災害調査及び査定 など
	上下水道 対策部	情報収集（中央監視システム、住民等）、災害応急対策、排水対策、協定に基づく他市町への応援及び後方支援、給水対策、住民及び自治会等との連絡対応、上下水道施設の応急・復旧対策、下水道施設を利用したし尿処理協力 など
	地域 対策部	情報収集（災害モニター・住民・自治会等）、一時避難者の報告、防災資機材の調達、庁舎管理、避難所の応援、情報伝達、食料及び物資等の配給の応援、住民票及び戸籍謄（抄）本等の発行、バックアップ体制 など
	消防団 本部	消防団の出動及び解散、消防団との連絡調整、警戒活動、水防活動、避難誘導、救出救助活動、広報活動 など

名 称	災害対策本部	
	小中学校	児童生徒の安全確保、児童生徒の避難及び報告、児童生徒の応急教育、被災児童生徒の応急対応、児童生徒のこころのケア、避難所運営の応援、施設管理 など
	保 育 園	園児の安全確保、園児の避難及び報告、応急保育、被災園児の応急対応、施設管理 など
	西はりま 天文台公園	入園者・宿泊者の安全確保、入園者・宿泊者の避難及び報告、園内・道路の安全確認及び侵入車両対策、予約者対応施設管理 など
	朝 霧 園	入所者の安全確保、入所者の避難及び報告、災害応急対策及び報告、災害時避難行動要支援者の受入れ、施設管理 など
	子育て支援 センター	安全確保、避難及び報告、施設管理 など
	笹ヶ丘荘 南光自然 観察村等	宿泊客等の安全確保、宿泊客等の避難及び報告、被災者等の一時受入れ、施設管理 など
業務継続 目 標	災害時における非常時優先業務の業務継続目標は、「町業務継続計画」のとおりとし、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」9「非常時優先業務の業務継続目標」に業務及び目標時間を示す。	
本部会議 の 開 催	<p>本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。</p> <p>■ 災害対策本部会議の組織構成</p> <p>本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、西はりま消防組合（佐用消防署長）、統括部長（企画防災課長）、統括部班長（企画防災課防災対策室長・まちづくり企画室長・情報政策課長）、総務対策部長（総務課長）、総務対策部班長（議会事務局長、会計課長、税務課長）、生活対策部長（住民課長）、生活対策部班長（商工観光課長）、教育対策部長（教育課長）、医療健康対策部長（健康福祉課長）、医療健康対策班長（高年介護課長）、建設農林対策部長（建設課長）、建設農林対策部班長（農林振興課長）、上下水道対策部長（上下水道課長）、地域対策部長（生涯学習課長）、消防団長、及び統括部職員（企画防災課職員・情報政策課広報室職員）により構成する。</p> <p>必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、たつの警察署、佐用町社会福祉協議会、自治会、自衛隊、関西電力送配電、日本赤十字社等の出席を求めることができる。</p> <p>※ 初動期は隨時、応急・復旧期は状況に応じ、時刻を定めて開催する。</p> <p>※ ただし、緊急時には出席を求める場合がある。</p>	
本部会議の 報告事項	<p>■ 災害対策本部会議での報告事項（例）</p> <p>■ 統括部</p> <p>河川状況、今後の気象予測、上流域の市などの状況、神戸地方気象台、県からの情報等、被害状況、災害応急対応の状況、住民等への気象情報等の伝達状況、報道機関への災害情報等の発信状況、県への報告状況、災害及び復旧対策の状況 など</p>	

名 称	災害対策本部
	<p>総務対策部</p> <p>職員の参集状況及び活動状況、情報機器の確保状況、ライフラインの状況、ライフライン関係機関等への災害報告状況、広域応援状況、行方不明者の状況、生活救援対策の状況 など</p> <p>生活対策部</p> <p>食糧、物資の供給状況、廃棄物処理対策状況 など</p> <p>医療健康対策部</p> <p>健康対策状況、精神医療の状況 災害時避難行動要支援者支援状況、災害ボランティアセンター設置状況、など</p> <p>教育対策部</p> <p>避難所の状況（開設・避難者数・運営状況）、教育施設等の被害状況、教育対策の状況 など</p> <p>西はりま消防組合佐用消防署</p> <p>職員の参集状況及び活動状況、人命救出、救急医療の活動状況 など</p> <p>消防団本部</p> <p>消防団員の参集状況及び活動状況 など</p> <p>上下水道対策部</p> <p>上下水道施設等の被害状況、給水対策の状況 など</p> <p>建設農林対策部</p> <p>公共土木施設等の被害状況、山腹崩壊・渓流・ため池等の危険箇所情報、交通・輸送対策状況 など</p> <p>地域対策部</p> <p>各地域の被害状況、支所の管轄する施設の被害情報、拠点避難所以外の避難情報 など</p>
本部会議の協議・決定事項	<p>■ 災害対策本部会議での協議事項（例）</p> <p>災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、避難指示等の発令及び解除、関係機関への情報伝達、報道機関への災害情報等の発信、自衛隊派遣要請依頼、県及び他市町への応援要請、臨時ヘリポートの開設、食料・物資・飲料水の供給、災害ボランティアセンターの設置、救急医療活動、救助・救出対策、健康対策、災害時避難行動要支援者対策、行方不明者の対応、応急対応、水防活動、避難所の運営、廃棄物処理対策、警察等との連携による警備、関係機関との連携による行方不明者の捜索、応急対策に要する予算及び資金、応急教育、災害救助法適用申請、生活支援対策、その他重要事項 など</p> <p>※ 迅速な対応を必要とする場合には、コアメンバーが判断を行う。</p> <p>※「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議運営マニュアル」参照</p> <p>※ 災害対策本部会議の報告・協議・決定事項は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」6「災害対策本部の協議・決定事項（応急期・復旧期は除く）」及び7「災害発生時の災害対策本部及び災害復興本部の協議・決定事項（応急期・復旧期）」のとおりとする。</p>

名 称	災害対策本部
廃止基準	本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

2 災害警戒本部・災害対策本部の設置及び指揮の権限

災害警戒本部・災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■本部長の権限の委任順位

第1位 副町長

第2位 教育長

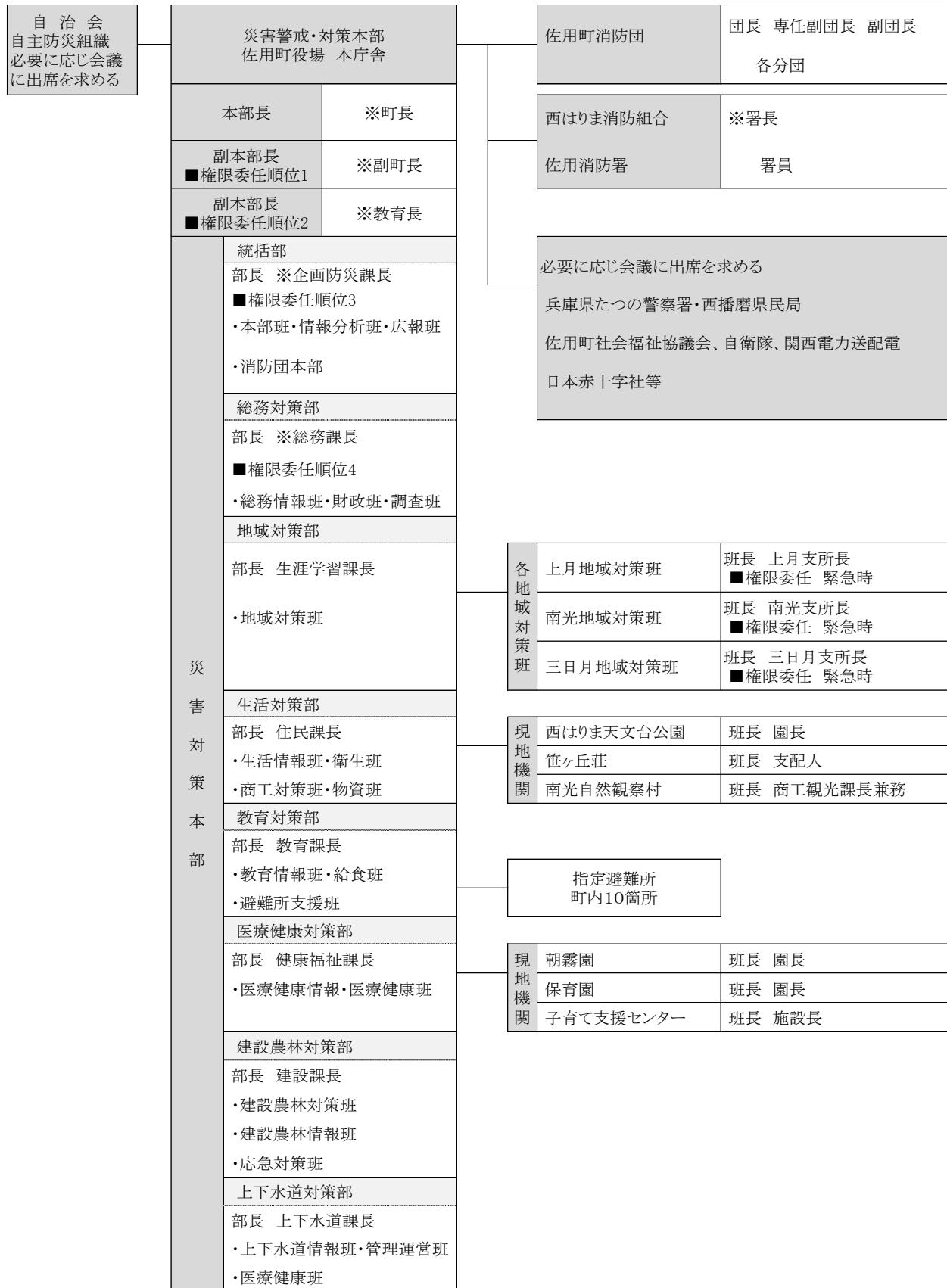
第3位 企画防災課長

第4位 総務課長

地域対策班と対策本部が連絡不通になった場合は、各支所長に権限を委任する。

これ以降については、課長級を条件に災害時の業務付加等を考慮して代行者を設定する。

◇ 災害警戒本部・災害対策本部組織図



※は、コアメンバー

迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合にコアメンバーが判断を行う。

◆は、本部長の権限委任順位を記載

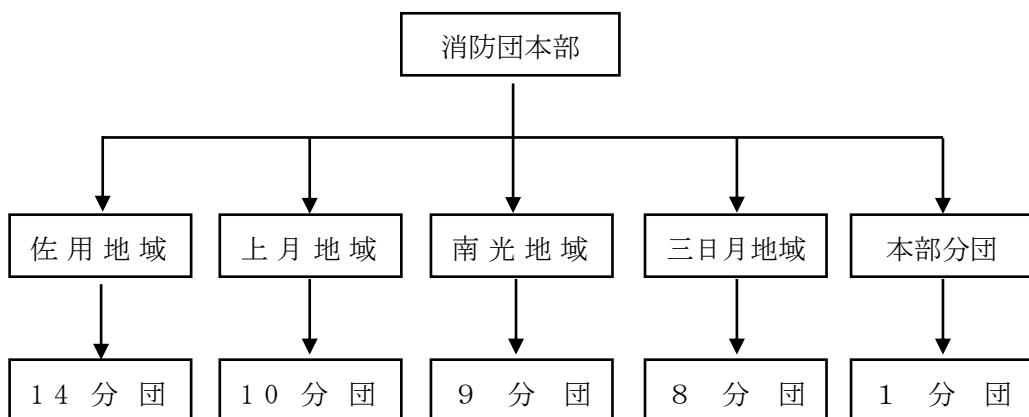
警戒・対策本部と各地域対策班が連絡がつかない場合、各地域対策班長に権限を委任する。

第2節 消防団組織

消防団組織は、消防団本部の下に各地域（佐用、上月、南光、三日月）の分団がある。また、各分団の管轄区域は別表1のとおりとする。

◇ 令和4年4月1日現在

- 1 団員数：条例定数（850人）、実員数（798人）
- 2 ポンプ：ポンプ自動車（7台）、小型動力ポンプ付積載車（44台）
- 3 無線機：車載無線機（53台）、携帯無線機（39台）
- 4 階級別人員：団長（1人）、専任副団長（1人）、副団長（8人）、分団長（42人）、副分団長（68人）、部長（86人）、班長（101人）、団員（492人）



（別表1）各分団の管轄区域

地 域 名	分 団 名	管 轄 区 域
消防団本部	本部	全域
佐用地域	佐用第1機動分団	佐用地域全域
	佐用第2機動分団	佐用地域全域
	佐用第1分団	上町・中町・川原町・新町・栄町・山王
	佐用第3分団	駅前・秀谷・山平・大坪・吉福・山脇・真盛・柴谷
	佐用第4分団	山田・西山・上長尾・下長尾・五反田
	佐用第5分団	本位田甲・本位田乙・円応寺・大願寺
	佐用第6分団	口長谷・宗行・奥長谷
	佐用第7分団	横坂・口金近・奥金近
	佐用第8分団	北新町・平福上町・平福中町・下町・南新町・庵・延吉
	佐用第9分団	水根・青木・上石井・若州・奥海
	佐用第10分団	海内・桑野
	佐用第11分団	峠・中土居・大船・中ノ原
	佐用第12分団	豊福・平谷・淀・末包・東中山・大畠

地 域 名	分 团 名	管 轄 区 域
	佐用第 13 分団	仁方・福沢・西河内・甲大木谷・乙大木谷
上 月 地 域	上月機動分団	上月地域全城
	上月第 1 分団	田和・才金・金子・桜山
	上月第 2 分団	本郷・大垣内・皆田
	上月第 3 分団	金屋・福吉・南中山・来見
	上月第 4 分団	力万・須安・宇根
	上月第 5 分団	西大畠・小日山・大日山
	上月第 6 分団	目高・寄延・上月・仁位・早瀬 1 ・早瀬 2
	上月第 7 分団	円光寺・下秋里・上秋里・西新宿
	上月第 8 分団	家内・久崎・小赤松・大酒
	上月第 9 分団	櫛田
南 光 地 域	南光第 1 機動分団	南光地域全城
	南光第 2 機動分団	南光地域全城
	南光第 1 分団	多賀・中島・米田
	南光第 2 分団	安川・小山・土井・宝蔵寺
	南光第 3 分団	下徳久・林崎
	南光第 4 分団	東徳久・西徳久・平松
	南光第 5 分団	漆野・西下野
	南光第 6 分団	下三河・中三河・上三河
	南光第 7 分団	河崎・船越
三日月地域	三日月第 1 機動分団	田此を含む三日月地域全城
	三日月第 2 機動分団	乃井野を含む三日月地域全城
	三日月第 1 分団	三日月
	三日月第 2 分団	茶屋
	三日月第 3 分団	湯小・東本郷（中村・仁増・鎌倉・大内谷・添谷）
	三日月第 4 分団	真宗・志文・春哉・徳平
	三日月第 5 分団	新宿・島脇・久保
	三日月第 6 分団	広山・弦谷・南広 (三原・三ツ尾・東大畠・西大畠・大下り)

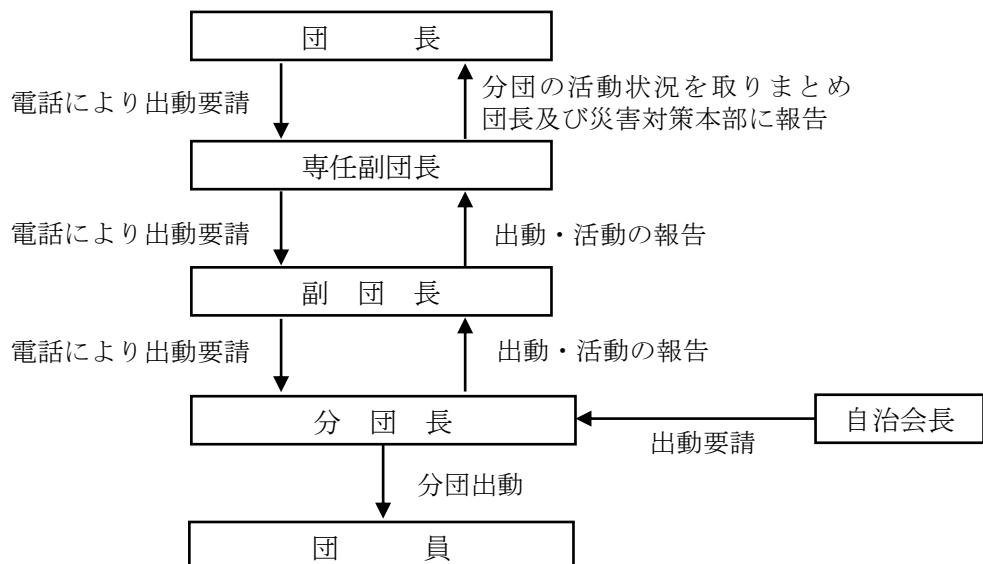
第3節 消防団の事務分掌

消防団の事務分掌は、次のとおりとする。

対策部	時期区分			事務分掌	応急・復旧期担当課
	初動	応急	復旧		
消防団本部 ・消防団長	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	報告・要請等は総務対策部総務情報班に行う 1 消防団本部総括 2 消防団の出動・解散命令、連絡調整及び出動・解散報告に関すること 3 警戒活動に関すること 4 水防活動に関すること 5 避難誘導に関すること 6 救出救助活動に関すること 7 被害状況等の収集及び報告に関すること 8 災害情報の整理及び情報共有に関すること 9 広報活動に関すること 10 消防団活動状況の報告に関すること	消防団本部

第4節 消防団の出動準備（町地域防災計画の防災体制基準及び配備に準ずる）

■ 出動の場合



1 連絡員配備

- 水防警報が発表された場合は、防災ネットでメール配信を行う。
- 消防団員は連絡待機とする。

■ 水防警報 1号発表時

- (1) 団長は自宅待機とする。
- (2) 団長は、企画防災課から参集要請があった場合、役場に参集する。
- (3) 必要に応じ、団長は専任副団長へ自宅待機の指示をする。
- (4) 必要に応じ、専任副団長は副団長へ自宅待機の指示をする。

2 警戒体制

- 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防警報 1号が発表され、1時間後の水位予測等から水防警報 2号が発表されると予測され、かつ水防警報 2号発表予測後も降雨が予測されるとき
- 風水害等により小規模の被害が生じる恐れがあるとき
- 土砂災害警戒情報が発表されることが予測されるとき
- その他町長が必要と認めたとき

- (1) 団長は、企画防災課から参集要請があった場合、役場に参集する。
- (2) 団長は、専任副団長へ自宅待機の指示をする。
- (3) 専任副団長は、役場又は支所から参集要請があった場合役場又は支所に参集する。
- (4) 必要に応じ、専任副団長は、副団長へ自宅待機の指示をする。
- (5) 副団長は、専任副団長から出動要請があった場合、現場に出動する。
- (6) 災害発生時又は災害発生の恐れが切迫している場合、団長、専任副団長、副団長、分団長の順に出動を要請する。
- (7) 分団長は、自治会長からの要請があった場合、団員を出動させる。ただし、副団長又は専任副団長へ出動報告をする。
- (8) その他必要に応じ、団長、専任副団長、副団長、分団長の順に指示を行う。
- (9) 分団長は、活動状況を定期的に副団長又は専任副団長へ報告する。
- (10) 副団長は、活動状況を取りまとめ専任副団長へ報告する。
- (11) 専任副団長は、活動状況を取りまとめ団長へ報告する。
- (12) 必要に応じ、さよう安全安心メール又は防災行政無線を活用する。

3 災害警戒本部体制【さよう安全安心メールで配信】

- 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1時間後の水位予測等から氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予測され、かつ氾濫注意水位到達予測後も降雨が予測されるとき
- 風水害等により中規模の被害が生じる恐れがあるとき
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- その他町長が必要と認めたとき

- (1) 団長、専任副団長、副団長、分団長の順に団員出動を要請する。
- (2) 専任副団長及び副団長、分団長が連携をとり、災害発生時または災害発生の恐れが切迫している地域に出動する（水防活動・避難誘導・救助活動等）。
- (3) 分団長は、自治会長からの要請があった場合、団員を出動させる。ただし、副団長又は専任副団長へ出動報告をする。
- (4) 分団長は、活動状況を定期的に副団長又は専任副団長へ報告する。
- (5) 副団長は、活動状況を取りまとめ専任副団長へ報告する。
- (6) 専任副団長は、活動状況を取りまとめ団長へ報告する。

- (7) 団長は、必要に応じ、専任副団長及び副団長へ指示を行う。
- (8) 必要に応じ、さよう安全安心メール又は防災行政無線を活用する。
 - ※ 消防団本部職員は、警戒対策本部と団長、専任副団長、副団長、分団長との連絡調整などを行う。
 - ※ 出動要請は、1時間後の水位予測等から氾濫注意水位に達すると予測される水位周知河川（千種川、志文川、佐用川）に関係のある地域の分団や、降雨量の多い地域などから出動分団を判断する。

4 災害対策本部体制【さよう安全安心メールで配信】

- 町内に暴風警報、大雨警報（浸水・土砂災害）、洪水警報のいずれかが発表され、1時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ避難判断水位到達予測後も降雨が予測されるとき
- 風水害等により大規模の被害が生じる恐れがあるとき
- 地域別土砂災害危険度の1時間後予測及び2時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき
- その他町長が必要と認めたとき

- (1) 団長は、全分団に出動要請する。
 - (2) 団長、専任副団長、副団長、分団長の順に団員出動を要請する。
 - (3) 専任副団長及び副団長、分団長が連携をとり、災害発生時又は災害発生の恐れが切迫している地域へ出動する（水防活動・避難誘導・救助活動等）。
 - (4) 分団長は、自治会長からの要請があった場合、団員を出動させる。ただし、副団長又は専任副団長への出動報告をする。
 - (5) 分団長は、活動状況を定期的に副団長又は専任副団長へ報告する。
 - (6) 副団長は、活動状況を取りまとめ専任副団長へ報告する。
 - (7) 専任副団長は、活動状況を取りまとめ団長へ報告する。
 - (8) 団長は、必要に応じ、専任副団長及び副団長へ指示を行う。
 - (9) 必要に応じ、さよう安全安心メール又は防災行政無線を活用する。
- ※ 消防団本部職員は、災害対策本部、団長、専任副団長、副団長、分団長との連絡調整などを行う。

5 災害対策本部体制等の解除【さよう安全安心メールで配信】

- 本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部等を廃止する。
- その他町長が必要と認めたとき

- (1) 団長、専任副団長、副団長、分団長の順に連絡を取り、分団員の活動終了を指示する。ただし、区域内で作業の継続が必要な場合、その旨を副団長又は専任副団長へ報告し、作業を継続する。
 - (2) 分団長は、区域内の作業が終了し解散した場合、副団長又は専任副団長へ報告する。
 - (3) 副団長は、区域内の作業が終了し解散した場合、専任副団長へ報告する。
 - (4) 専任副団長は、全作業が終了し解散した場合、団長へ報告する。
 - (5) 副団長以上は、町内の安全状況を確認した後、解散する。
- ※ 消防団本部職員は、災害対策本部、団長、専任副団長、副団長、各分団長との連絡調整などを行う。

第5節 水防協力団体

水防活動に協力する公益法人（社団又は財団）又は特定非営利活動法人（N P O）については、県（水防管理者）の指定に準じて、町消防団と連携し、関係団体の協力を得て、随時指定していくものとする。

第3章 水防態勢

第1節 水防態勢

神戸地方気象台及び県土木事務所から水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表などがあったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入る。

第2節 水防非常配備

各対策部は、次の場合で水防活動の必要があると認められるときは、水防活動態勢に入る。

1 防災体制基準及び職員配備（水害による被害が生じる恐れがある場合）

災害体制	災害体制基準	配備	配備人員
連絡員待機	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m）に到達したとき	連絡員 配備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員
警戒体制	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防警報1号が発表され、1時間後の水位予測等から水防警報2号が発表されると予測され、かつ水防警報2号発表予測後も降雨が予測されるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により小規模の被害が生じる恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表されることが予測されるとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき	1号 配備	配備職員の 1割程度
災害警戒本部体制	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1時間後の水位予測等から氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予測され、かつ氾濫注意水位到達予測後も降雨が予測されるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により中規模の被害が生じる恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき	2号 配備	配備職員の 4割程度
災害対策本部体制	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ避難判断水位到達予測後も降雨が予測されるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により大規模の被害が生じる恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 地域別土砂災害危険度の1時間後予測及び2時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき	3-1号 配備	配備職員の 7割程度
災害対策本部体制	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ水位予測等から氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により大規模の被害が生じる恐れがあるとき	3-2号 配備	全配備職員

災害体制	災害体制基準	配備	配備人員
	<input type="checkbox"/> 地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ1時間後予測及び2時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき		

2 防災体制基準及び職員配備（地震によるため池の決壊など、被害が生じる恐れがある場合）

組織体制	組織体制基準	配備	配備人員
連絡員待機	<input type="checkbox"/> 自動体制及び自動配備基準 <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度4の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める場合	連絡員 配備	企画防災課 職員
警戒体制	<input type="checkbox"/> 自動体制及び自動配備基準 <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5弱の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> コアメンバー会議等で決定 <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度4以下の地震を観測し、被害が生じた場合 ・播磨管内で震度5弱以上の地震を観測し、播磨管内市町への応援が必要な場合 など <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める場合	1号 配備	配備職員の 2割程度
災害警戒本部体制	<input type="checkbox"/> 自動体制及び自動配備基準 <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5強の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> コアメンバー会議等で決定 <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5弱以下の地震を観測し、被害が生じた場合 ・播磨管内で震度5強以上の地震を観測し、播磨管内市町への応援が必要な場合 など <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める場合	2号 配備	配備職員の 6割程度
災害対策本部体制	<input type="checkbox"/> 自動体制及び自動配備基準 <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度6弱以上の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> コアメンバー会議等で決定 <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5強以下の地震を観測し、大規模の被害が生じた場合 ・播磨管内で震度6弱以上の地震を観測し、播磨管内市町への応援が必要な場合 など <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める場合	3号 配備	全配備職員

(注1) 各対策本部の職員配備表は、別に定めるところによる。

(注2) 1号配備、2号配備、3号配備は本部長の指示により解除される。

第3節 水防態勢の解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じて水害の危険がなくなくったとき、又は地震によるため池等の被害による災害の発生の恐れがなくなったときは水防態勢を解除する。

- 1 本部長は水防解除を命じた場合には、一般に周知させる。
- 2 本部長は水防解除を命じた場合には、関係機関に報告する。

第4章 重要水防箇所・危険が予想される箇所

第1節 重要水防箇所

水防区域のうち、洪水が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい重要水防箇所は、次のとおりとする。

1 重要水防箇所（河川）

重要区分	No	河川名	左右岸	延長(m)	地 点	危険理由	水防工法	主な監視員等
最も重要	1	志文川	左	400	佐用町乃井野 (新橋～大川橋上流 220m)	1-A 堤防断面	積み土のう工法	田此 カメラ
	2	志文川	右	400	佐用町乃井野 (新橋～大川橋上流 220m)	1-A 堤防断面	積み土のう工法	田此 カメラ
次に重要	3	千種川	左	325	佐用町多賀 (大下り川合流点～多賀橋下流)	1-B 堤防高	積み土のう工法	災害モニター
	4	千種川	右	325	佐用町多賀 (大下り川合流点～多賀橋下流)	1-B 堤防高	積み土のう工法	災害モニター
	5	千種川	左	250	佐用町中島～米田 (中島橋上流～米田橋下流)	1. 2-B 堤防高	積み土のう工法	災害モニター
	6	千種川	右	250	佐用町米田 (米田橋上流～小山橋下流)	2-B 堤防高	積み土のう工法	災害モニター
	7	佐用川	右	470	佐用町平福 (宮橋上流～橋梁下流 Gp)	1-B 堤防高	積み土のう工法	平福 カメラ
	8	大下り川	右	100	佐用町多賀 (第1橋梁上流 130m～井堰)	1-B 堤防高	積み土のう工法	災害モニター
	9	角亀川	左	1, 270	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月 カメラ
	10	角亀川	右	1, 270	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月 カメラ
	11	本郷川	右	150	佐用町三日月 (角亀川合流点第3橋梁～井堰)	1-B 堤防高	積み土のう工法	三日月 カメラ
	12	本郷川	左	200	佐用町下本郷中村 (角亀川合流点より 1.5 km付近)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月 カメラ

※ 危険理由は、別表「背後地の重要度に関する基準」及び別表「河川における重要水防箇所指定基準」による。

※ 主な監視員等は、河川カメラ、災害モニター、消防団、自主防災組織のほか、県（光都土木事務所）、建設農林対策部及び西はりま消防組合佐用消防署とする。なお、河川水位が高い地点は、建設農林対策部及び消防団が中心に監視する。

■ 危険理由

(別表2) 背後地の重要度に関する基準

1	市街地又は集落を形成している箇所があること。
2	公共施設（鉄道、国道、県市町道等）、公共建物（官公署、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する箇所があること。
3	農地、工場等の地域経済において重要な箇所があること。
4	その他の上記に準じる重要な箇所があること。

(別表3) 河川における重要水防箇所指定基準

種 別	重要水防箇所
	A 水防上最も重要な箇所、B 次に重要な箇所、C 要注意箇所
堤防高 (流下能力)	A 計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所 B 計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防断面	A 現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所 B 現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているがそれぞれ2分の1以上確保されている箇所
法崩れ すべり	A 法崩れ・すべり法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所 B 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績があるが、堤体あるいは基礎基盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所
漏 水	A 漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所 B 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生する恐れがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所
水 衝 洗 堀	A 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による海岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所 B 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所
工作物	A 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置は必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置箇所 B 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
工事施工	C 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 破堤跡 旧川跡	C 新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘	C 陸閘が設置されている箇所

2 その他の監視箇所

地 域	地 点 等	監視員等
南光地域	船越名目良右岸	災害モニター
三日月地域	志文明尾橋下流	災害モニター

第2節 危険が予想される箇所

大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい危険が予想される箇所は、次のとおりとする。

1 土砂災害特別警戒区域

町地域防災計画資料編「土砂災害特別警戒区域一覧表」のとおり 580 箇所

2 土砂災害警戒区域

町地域防災計画資料編「土砂災害警戒区域一覧表」のとおり 954 箇所

3 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区は、町地域防災計画資料編「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり、それぞれ 197 箇所及び 378 箇所

(2) 地すべり危険地区

地区番号	地区名	位 置				面 積 (ha)
		郡	町	大字	字	
501-地-1	久保田	佐用郡	佐用町	淀	久保田	46
501-地-2	牛岩	〃	〃	本位田	牛岩	5
501-地-3	鬼ヶ谷	〃	〃	奥海	鬼ヶ谷	33
501-地-4	小谷	〃	〃	大酒	小谷	92
501-地-5	ヨコミチ	〃	〃	西新宿	ヨコミチ	22
501-地-6	大平	〃	〃	大垣内	大平	81
501-地-7	大谷	〃	〃	桜山	大谷	39
501-地-8	荒神山	〃	〃	家内	荒神山	56
501-地-9	木谷	〃	〃	真宗	木谷	5
501-地-10	向山	〃	〃	弦谷	向山	8
合 計 (10 箇所)						387

4 土砂災害危険箇所

(1) 土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所は、町地域防災計画資料編「土砂災害危険箇所一覧表」のとおり、それぞれ 396 箇所及び 547 箇所（合計 943 箇所）

(2) 地すべり危険箇所

地区番号	地域名	箇所名	大字	面積 (ha)	地すべり防止区域 指定年月日
501-1	佐用地域	奥金近	奥金近	27.8	
501-2		若 州	若 州	10.0	昭和 40 年 10 月 4 日
501-3		西 河 内	乙大木谷	34.9	
501-4		奥 村	〃	37.0	
502-1	上月地域	来 見	福 中	24.4	
502-2		仁 位	仁 位	19.8	

地区番号	地域名	箇所名	大字	面積 (ha)	地すべり防止区域 指定年月日
502-3		円光寺	円光寺	7.6	
502-4		目高	目高	24.7	
503-1	南光地域	上三河梅市山	上三河	5.2	昭和40年9月7日
合 計				191.4	

5 法指定区域

(1) 地すべり防止区域（令和3年9月3日現在）

地域名	箇所数	箇所名	指定面積 (ha)	指定年月日
佐用地域	1	若州	10.0	昭和40年10月4日
南光地域	1	上三河梅市山	5.2	昭和40年9月7日
合 計			15.2	

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

町地域防災計画資料編「急傾斜地崩壊危険区域指定箇所」のとおり 31 箇所

6 警戒危険宅地一覧表（平成30年4月1日現在）

No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度
1	佐用町淀 678		法面崩壊による家屋損害	B
2	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C

危険度

A : 人命、住宅被害が予想されるもので、進行中のもの及び粗悪なもの。

B : 宅地、非住宅被害が予想されるもので、進行中のもの及び粗悪なもの。

C : 警戒が必要なもの。

第5章 予報及び警報

第1節 神戸地方気象台が行う予報及び警報

神戸地方気象台は、気象要素が下表の基準に達すると予想される場合に警報及び注意報等を発表する。佐用町の地域細分は、一次細分区域は南部、市町村等をまとめた地域は播磨北西部、二次細分区域は佐用町である。

1 特別警報発表基準

特別警報とは、気象業務法に基づいて警報の基準をはるかに超える豪雨などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合において、神戸地方気象台が最大限の警戒を促すために発表するものをいう。

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※ 特別警報発表の種類は、他に高潮・波浪・津波・火山・地震（地震動）がある。

※ 津波・火山・地震の特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される

※ ただし佐用町では、高潮・波浪の特別警報については、災害の恐れがないため除外する。

2 警報発表基準（警報は重大な災害が発生する恐れのある場合）

(1) 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合）令和4年5月26日現在

佐用町	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南 部	
	市町村等をまとめた地域	播磨北西部	
警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指基準	16
	大 雨（土砂災害）	土壤雨量指基準	130
	洪 水	流量雨量指基準	千種川流域=35.5、佐用川流域=27.9 志文川流域=18、江川川流域=11 大日山川流域=10.4
		複合基準 ※1	千種川流域=(5, 31.9) 佐用川流域=(11, 20.5) 志文川流域=(9, 13.8) 大日山川流域=(5, 6.7)
	暴 風	平均風速	20m/s

※ 大雨警報については、表面雨量指基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達す

ると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
※ 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化した指数。

詳細は、気象庁ホームページ参照。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hyomenshisu.html>)

※ 土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。

詳細は、気象庁ホームページ参照。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html>)

※ 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

詳細は、気象庁ホームページ参照。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html>)

※ 洪水警報の複合基準は、上流域の降雨と、対象地域の降雨の双方の影響が重なって発生する洪水害を想定し、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせにより定められています。

※ 大地震が発生した場合、地盤が脆弱となること、河川構造物の損傷や排水施設の損傷等により、雨による土砂災害や浸水害、洪水害の可能性が通常より高くなると考えられることから、大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を暫定的に通常よりも引き下げる。詳細は町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第2「気象予報警報等の基準」3「大地震発生後の大震災警報・注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準」のとおりとする。

3 注意報発表基準（注意報は災害が発生する恐れのある場合） 令和4年5月26日現在

佐用町	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	播磨北西部	
注意報	大 雨	表面雨量指数基準	6
		土壤雨量指数基準	97
	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域=8.8 大日山川流域=8.3
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8) 大日山川流域= (5, 6)
		強 風	平均風速

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として気象庁が発表する情報で、佐用町では1時間雨量110mm以上を観測または解析した場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。

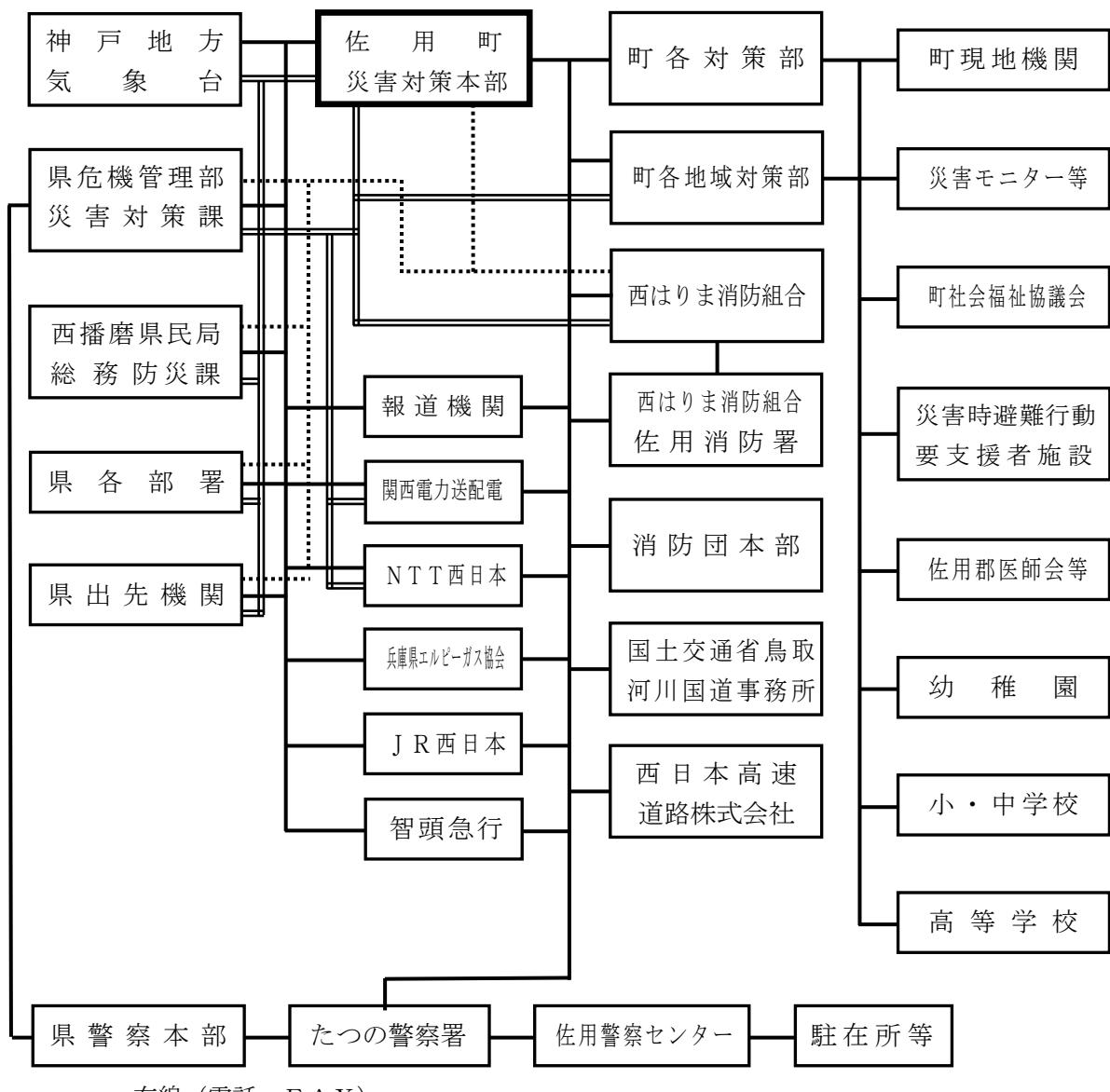
5 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

※冬期は県北部、県南部で発表。

6 気象警報等の情報連絡図

気象警報等の情報連絡図は、次の図のとおりとする。



— 有線（電話・FAX）

····· 兵庫衛星通信ネットワーク

—— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など

※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。

第2節 水位周知河川における水位到達情報

知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が避難判断水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、県民局長は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者（町長）等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の発表する情報の種類、発表基準は、基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときで、佐用川佐用地点 3.8m、志文川三日月地点 2.4m、千種川上三河地点 5.1mである。

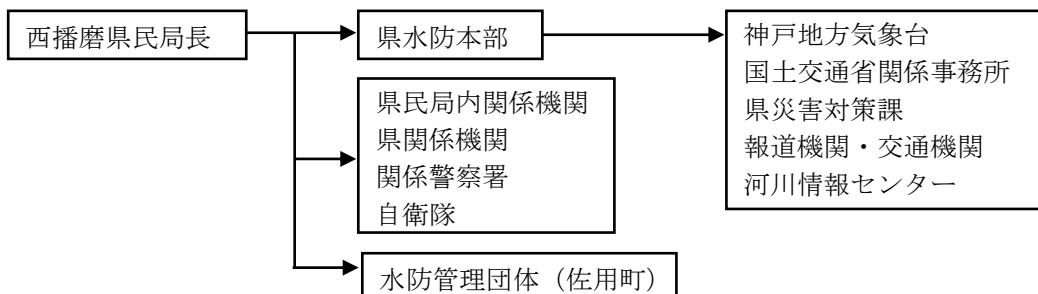
■ 水位情報の種類

水位名	主に判断すること	水位局（量水標）			参考水位	
		千種川 久崎	志文川 三日月	佐用川 佐用	千種川 上三河	佐用川 円光寺
水防団待機水位	水防団待機、水防活動準備を判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m
氾濫注意水位	高齢者等避難の発令を判断災害時避難行動要支援者は避難開始を判断、水防団出動を判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m
避難判断水位	避難指示などの発令を判断住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m (注)	3.7m (注)
氾濫危険水位	住民の避難完了緊急安全確保の発令を判断	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m (注)	—
(参考値) 氾濫開始相当水位	緊急安全確保の発令を判断 (※既に緊急安全確保を発令している場合は、氾濫開始相当水位に到達したことを住民へ周知)	5.58m	3.47m	4.73m	—	—

※ 避難指示等の発令は、基準水位局（佐用川佐用、千種川久崎、志文川三日月）の水位等により判断する。

※ 千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示また、志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示

■ 水位周知河川の水位到達情報連絡系統図



第3節 雨量情報

企画防災課及び建設課は、雨量観測所の雨量情報を常時把握し、適宜、水防管理者（町長）に報告する。雨量観測所及び既往最大日雨量は次のとおりである。

■ 雨量観測所一覧

観測所名	河川名	所在地	所管	備考	
				既往最大日雨量	年月日
上石井	佐用川	佐用町上石井	県光都土木事務所	270.0	H21.8.9
佐用	佐用川	佐用町佐用	県光都土木事務所	301.0	H21.8.9
円光寺	佐用川	佐用町久崎	県光都土木事務所	283.0	H21.8.9
三河	千種川	佐用町上三河	県光都土木事務所	262.0	H21.8.9
三日月	志文川	佐用町乃井野	県光都土木事務所	322.0	S51.9.10

第4節 水防指令

兵庫県水防計画（水防法第7条第1項）に基づき、兵庫県水防本部長（知事、以下「水防本部長」という。）が、県の機関に対し水防非常配備態勢につかせる指令をいう。

1 水防指令の通知

県水防本部 → 県光都土木事務所 → 水防管理団体（佐用町）

第5節 水防警報

知事が水防警報を発する河川等について、県民局長は、水防本部長からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位等を判断し、管内水防管理団体、その他水防に關係のある機関と特に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位等が、下表に基づき県民局長が定める基準に達した場合は、速やかに水防警報を発する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合などにより被害が予想される場合も、速やかに水防警報を発する。なお、避難判断水位に至ったときについても同様に通知する。

1 水防警報の発表基準

種類	内容	発表基準
第1号 (待機)	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの	水防警報対象河川等の水位等が水防警報第1号発表水位等に達し、さらに水位等が上昇する恐れがあるとき
第2号 (準備)	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの	水防警報対象河川等の水位等が水防警報第2号発表水位等に達し、氾濫注意水位等に達する恐れがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
第3号 (出動)	水防活動に出動させるもの	水防警報対象河川等の水位等が水防警報第3号発表水位等に達し、氾濫注意水位等に達する恐れがあるとき 水防事態の切迫し、または水防態勢の規模が大きくなったとき
第4号 (解除)	水防活動を終了させるもの	水防警報対象河川等の水位等が氾濫注意水位等を下回り、今後水位等が上昇する見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

(注) 待機及び準備の2段階は省略することができる。

(注) 水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

2 水防警報の対象区域（水防警報河川）

千種川水系（千種川、佐用川、志文川）

3 水防警報の対象とする河川水位、量水標等

河川名	水防警報の対象とする水位計（量水標）					
	量水標	水位(m)				発表区間
		水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	避難判断	堤防高	
千種川	久崎	2.60	3.60	4.60	左岸 6.71m 右岸 6.92m	佐用町
志文川	三日月	1.10	1.60	1.80	左岸 3.49m 右岸 3.47m	佐用町

河川名	水防警報の対象とする水位計（量水標）					
	量水標	水 位 (m)				発表区間
		水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	避難判断	堤防高	
佐用川	佐 用	2.50	2.80	3.00	左岸 4.88m 右岸 4.79m	佐用町

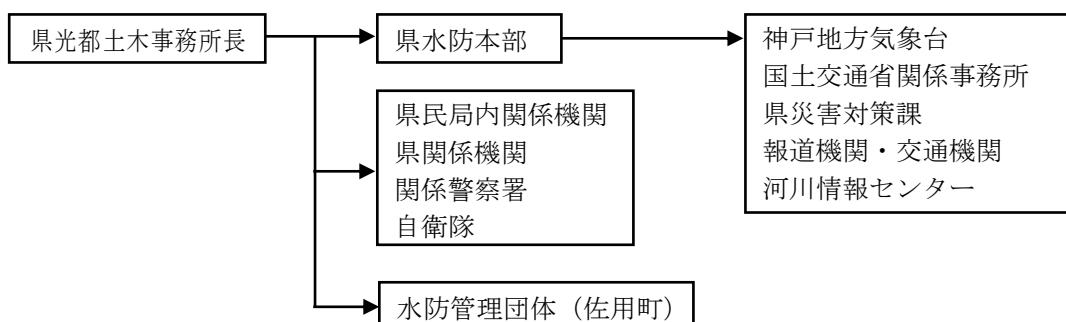
4 水防警報及び水位名称

水防警報、水位名称	判断内容	水位局（量水標）			参考水位	
		久崎	三日月	佐用	上三河	円光寺
水防警報 1 号（待機）	水防団待機	2.6m	1.1m	2.5m	—	—
(水防団待機水位)	水防団待機・準備の判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m
水防警報 2 号（準備）	水防活動準備の判断	3.26m	1.4m	2.6m	—	—
水防警報 3 号（出動） 氾濫注意水位 (警戒水位)	高齢者等避難の発令を 判断、水防団出動判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m
避難判断水位	避難指示等の発令を判 断、住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m	3.7m
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	住民の避難完了 緊急安全確保の発令を 判断	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m	—
(参考値) 氾濫開始相当水位	緊急安全確保の発令を 判断（※既に緊急安全確保 を発令している場合は、氾 濫開始相当水位に到達した ことを住民へ周知）	5.58m	3.47m	4.73m	—	—
水防警報 4 号（解除）	水防警報解除	3.6m	1.6m	2.8m	—	—

5 水防警報の通知

県光都土木事務所 → 水防管理団体（佐用町）

■ 水防警報の情報連絡系統図



第6章 気象予報等の情報収集

第1節 気象情報、河川水位及び雨量等の情報収集

避難指示等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集（フェニックス防災システムや気象庁ホームページからの情報収集を基本）、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニター等からの地域情報を収集する。情報（気象情報及び河川水位等）の収集についての必要事項は次のとおりとする。

1 フェニックス防災システムによる防災情報の収集

フェニックス防災システムにより、次の事項の情報を取得する。

- (1) ポップアップの取得
- (2) 水防指令、水防警報、気象警報、土砂災害警戒情報などの確認
- (3) 河川水位及び水位予測の確認（佐用・久崎・三日月・円光寺・上三河・※ 米田）
※ 米田水位局については、河川水位のみ（水位予測なし）
- (4) 雨量の確認（三河、三日月、上石井、佐用、円応寺、円光寺）
- (5) 泛濫予測システムの確認
- (6) 防災気象に関する情報などの確認
- (7) 地域別土砂災害危険度の確認 など

県が提供するフェニックス防災システム又はインターネットによって地域別土砂災害危険度を確認する。

※ 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を補足する詳細な情報として発信する県内 325 箇所（約 5 km^2 に 1 箇所）の雨量局毎の危険度情報。この危険度情報は、町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができる。また、危険度推移図によって、現況、1時間後、2時間後の土砂災害の危険度を表す。

2 フェニックス防災システムによる避難判断水位等河川水位の確認、報告

統括部は、フェニックス防災システムによる避難判断水位等河川水位の確認を行う。

■ 参考

観測地点		【警戒レベル3】 高齢者等避難 (氾濫注意水位)	【警戒レベル4】 避難指示 (避難判断水位)	【警戒レベル5】 緊急安全確保 (氾濫危険水位) (氾濫開始相当水位)	
		佐用川佐用	3.0m	3.8m	4.73m
基準水位局	千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m	5.58m
	志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m	3.47m
	佐用川円光寺	3.0m	3.7m (参考)	—	—
参考水位局	千種川上三河	3.1m	3.7m (参考)	4.4m (参考)	—
	志文川米田	1.8m (参考)	—	—	—

※ 避難指示等の発令は、基準水位局（佐用川佐用、千種川久崎、志文川三日月）の水位等により判断する。

※ 千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示また、志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示

3 気象庁ホームページによる防災情報の収集

統括部は、気象庁ホームページにより、気象警報・注意報等の警戒期間、キクルによる浸水等の危険度分布情報、流域雨量指数の予測値などの情報を取得する。

(1) 気象警報・注意報等の警戒期間

気象警報・注意報等の警戒期間については、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を3時間で1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示している。

(2) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値

○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

○流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(3) 土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(5) 雨雲の動き、今後の雨など

「雨雲の動き」は、レーダー観測に基づく 5 分毎の降水強度分布、5 分毎の 60 分先までの降水強度分布の予測を確認することができる。

「今後の雨」は、6 時間先までの降水量予測は 10 分ごとの、7 時間から 15 時間先までの降水量予測は 1 時間ごとの予測を確認することができる。

4 河川情報システム、川の防災情報等による水位及び雨量の状況確認

気象情報、雨量、河川水位などについては、フェニックス防災システムや気象庁ホームページからの情報収集を基本とするが、フェニックス防災システム以外にも、次のシステムから情報収集できる。

(1) 河川情報システム

インターネットの水位ライブモニタリングシステム

水守 QR コード

「水守」により、河川ライブカメラ映像等で状況を確認する。



「千種川流域河川情報システム水守」

<https://www.mizumori.jp/koto/>

(2) 川の防災情報

川の防災情報で雨量等を確認する。

川の防災情報

「川の防災情報」 <https://www.river.go.jp/index>



(3) 雨量観測所一覧

雨量観測所及び既往最大日雨量は、第 5 章「予報及び警報」

第 3 節「雨量情報」のとおり。

5 神戸地方気象台、県、隣接市町等との電話連絡による情報収集

統括部は、神戸地方気象台、県、隣接市町などに電話連絡し、今後（3 時間後等）の降雨量の見通しや現在の状況などより詳細な情報を収集する。

(1) 神戸地方気象台

	ホットライン (緊急時のみ)	平 時 (防災管理官 室)	状況等の確認 (観測予報管理官室)
連絡先	ホットライン（有線：非公開） 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33	078-222-8907	078-222-8915

(2) 県及び隣接市町

連絡先	一般回線	衛星回線
兵庫県災害対策課	078-362-9988	717-151-5361
西播磨県民局 総務企画室総務防災課	0791-58-2112	717-15187-189-1124
宍粟市市長公室危機管理課	0790-63-3119	717-521-52
上郡町住民課	0791-52-1115	717-481-51
たつの市危機管理課	0791-64-3219	717-211-52
美作市総務課	0868-72-0931	717-033-101-6422-200

6 水位周知河川以外の地域の状況確認

総務対策部及び地域対策部各地域対策班は、水位周知河川以外の河川、谷川等の情報を可能な限り消防団や自治会等（災害モニター）から収集する。ただし、災害モニターの情報収集は、自宅等の建物内から見える範囲の河川等の状況とする。

7 上水道及び下水道中央監視システムの確認

上下水道対策部は、上水道中央監視システム及び異常通報等中央監視システムの情報を収集する。異常があれば、総務対策部に報告する。

第7章 水防の監視及び水防活動

第1節 施設等の監視

水防のうえで重要な判断材料となる量水標による水位の監視や堤防の監視、水門の管理、雨水ポンプ場の操作などは次のとおりとする。水門、排水機場は別図2のとおりである。

1 量水標の監視

- (1) 水防管理者（町長）は、あらかじめ町監視員を定めておく。

町監視員は、企画防災課職員又は建設課職員とし、フェニックス防災システム及び水守等の情報機器による監視を行う。

- (2) 町監視員は、降雨等のとき、フェニックス防災システム及び水守などから常に量水標の水位（河川水位）や雨量等を監視し、水位等を定期的に記録するとともに水防管理者（町長）に報告する。

- (3) 町監視員は、「水防団待機水位」又は「氾濫注意水位」に達したとき、直ちに水防管理者（町長）等に報告する。また、西はりま消防組合佐用消防署は、水防情報など必要に応じて水防管理者（町長）等に連絡する。

- (4) 町及び県は、フェニックス防災システムなどにより情報の共有を図るとともに、状況により町は県民局に情報連携を図るため、県連絡員の派遣を要請する。

2 堤防の監視

- (1) 水防管理者（町長）は、あらかじめ町連絡員を定めておく。

町連絡員は、建設課職員、農林振興課職員及び消防団員とし、河川水位等の監視を行う。

- (2) 水防管理者（町長）は、「水防団待機水位」に達したとき、町連絡員（建設課職員及び農林振興課職員）を巡回にあたらせる。

- (3) 水防管理者（町長）は、「氾濫注意水位」に達すると予測されると、町連絡員（建設課職員、農林振興課職員及び消防団員）を巡回にあたらせる。

- (4) 巡回の箇所は、第4章「重要水防箇所及び危険が予想される箇所」を中心とする。

3 水門の監視

佐用川の水位が「氾濫注意水位」に達すると予測されると、建岩排水樋門（文化情報センター裏）の水門を閉鎖し、町への浸水を防ぐ対策を行う。

- (1) 建設課職員及び農林振興課職員は、平常時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障のないようにする。

- (2) 建設課職員及び農林振興課職員は、水門の警戒操作に当たり、その状況を水門管理者（県光都土木事務所長及び町長）に連絡する。

- (3) 町が監視する水門は、別図のとおり建岩排水樋門（県委託）がある。



4 排水機場及び雨水ポンプの操作

- (1) 排水機場管理者（町長）は、佐用川の水位が上昇したときは、久崎排水機場（別図2）に建設課職員及び農林振興課職員を配置し、ポンプの運転管理を行う。

- (2) 町の雨水ポンプ場管理者（町長）は、佐用川の水位が上昇したとき、佐用雨水ポンプ場及び上月雨水ポンプ場に上下水道課職員を配置し、雨水ポンプの運転管理を行う。

5 ため池の監視等

- (1) ため池管理者は、あらかじめ監視員等を定めておく。
- (2) 監視員等は、平常時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障のないようにする。
- (3) 監視員等は、ため池の警戒操作に当たり、その状況をため池管理者に報告する。ため池管理者は、災害の発生が予想されるとき、農林振興課と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を光都土地改良センターに通知する。

6 水防上影響のある工事の監視

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、出水期には厳重な警戒を行い、危険な箇所がある場合、又は危険な状況が予想されるとき、県光都土木事務所及び建設課等に連絡するとともに必要な措置を講じる。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

建設課等は、隨時区域内の河川、堤防施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき、直ちに県光都土木事務所等に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた県光都土木事務所等は、必要な措置を行うとともに、措置状況を建設課等に通知する。

県光都土木事務所等が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を建設課等に通知する。

建設課等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合は、必要に応じて県光都土木事務所等に立会又は共同で行うことを探ることができる。

2 出水時

町監視員は、県から水防警報が発表されたとき、河川等の監視をする。

県（監視員及び連絡員）及び町連絡員は、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者（町長）及び県光都土木事務所長等に報告し、県光都土木事務所長は水防本部長に報告する。但し、当該水防管理者は、水防団員等の安全が確保できないと判断した場合はこの限りではない。

- (1) 堤防から水があふれる恐れのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3 安全配慮

町連絡員等は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、土のう積みやシート張りなどを実施する。

その際、消防団員等は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

■ 河川堤防の破堤原因及び主要な水防工法

被災要因	被災内容	対 策	主な工法
越 水 (溢水)	堤防から水があふれて、堤防の裏法面（居住地側斜面）から決壊していく。	溢れ出した水が堤防上面や裏法面（居住地側斜面）を削り、決壊する恐れがある。水が溢れないよう、堤防を嵩上げする対策が必要。	積土のう工法 改良積土のう工法 せき板工法
浸 水 (漏水)	河川の水位が高い場合、水圧により裏法面等に水が浸水して堤防が決壊していく。	漏水量の増加により堤防内の土砂が排出され決壊する恐れがある。漏水量を増加させないよう、川側・居住地側の水位差を小さくする対策が必要。	月の輪工法 釜段工法 シート張り工法
洗 掘 (深掘れ)	河川の流勢により表法面が洗掘されて決壊していく。	特に築堤部で深掘れが進むと、堤防が決壊し、甚大な被害が発生する恐れがある。深掘れが進行しないよう、堤防斜面を保護する対策が必要。	大型土のう工法 大型ブロック工法 捨て石工法 木流し工法
亀 裂	河川の水圧や堤防内の浸透水等の影響で堤防が変形しひび割れが発生した状態。	亀裂が進行し決壊する恐れがある。亀裂が広がらないよう、被災箇所を縫い合わせる対策が必要。	打ち継ぎ工法 繋ぎ縫い工法 籠止め工法
斜面の崩れ (崩落)	激しい川の流れや降雨の影響で堤防の一部が崩れた状態。	水位があまり高くない状態でも降雨等により斜面の崩れが起る恐れがある。居住地側の崩れでは失われた部分を直接充填する、川側では反対の居住地側を補充する対策が必要。	大型土のう工法 杭打ち積土のう工法 築廻し工法

第4節 異常気象時の通行規制等

交通管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

「建設課、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、県光都土木事務所及びたつの警察署等（以下「各道路管理者等」という）」は、情報連携し各々が管理する道路の被害状況等の情報収集、情報共有を図り応急対策を行う。

各道路管理者等は、道路の損壊その他の理由により、交通が危険である、若しくは危険になると認められる場合、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制限に関する情報収集、情報共有を図る。通行規制予定路線は、中国自動車道、播磨自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準（別表4）及び事前通行規制区間一覧表（別表5）のとおりとする。

(別表4) 中国自動車道、播磨自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準

区間	連続雨量 (mm)	組合せ雨量		備考(雨量観測所)
		連続雨量(mm)	時間雨量 (mm)	
吉川～滝野社	220	180 (90)	50	東条
滝野社～福崎	280	190 (95)	40	福崎 IC
福崎～山崎	280	190 (95)	45	福崎 IC、安富
山崎～佐用	250	160 (80)	45	佐用 IC、切窓峠、西下野
佐用～作東	230	150 (75)	45	佐用 IC、作東 IC
播磨IC～宍粟JCT	170	140 (70)	30	牧
佐用JCT～佐用TB	210	150 (75)	45	佐用 IC、作東 IC、佐用 TB

※ () 内の雨量は通行止めの準備（通行止め要員、車両・資機材等の用意）を開始する目安の雨量

(別表5) 事前通行規制区域一覧表

■ 異常気象時通行規制区間の道路通行規制基準

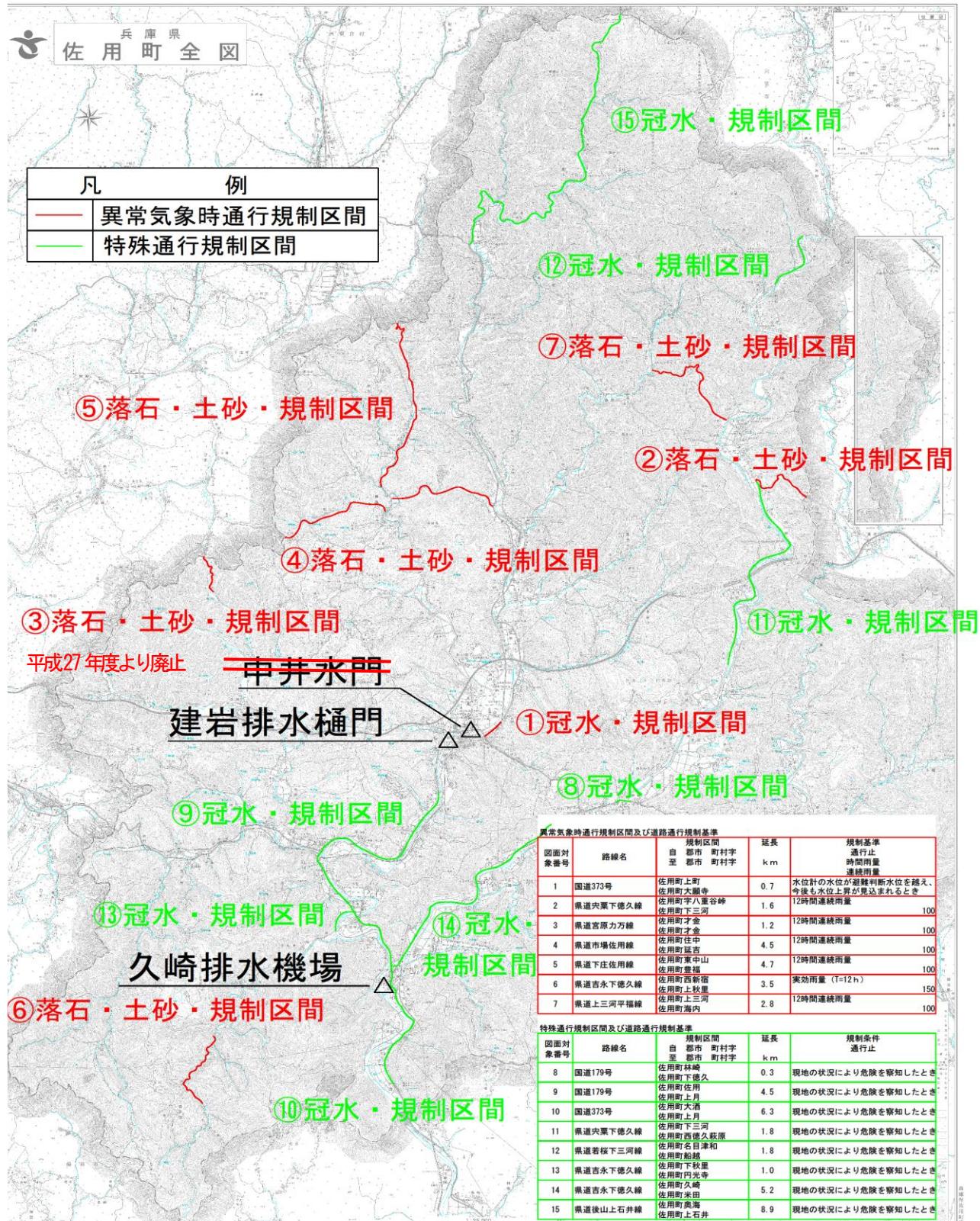
No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	通行注意 連続雨量	通行止 連続雨量	危険内容
1	国道373号	佐用町上町 佐用町大願寺	0.7	—	※1	冠水
2	県道宍粟下徳久線	佐用町字八重谷峠 佐用町下三河	1.6	—	100	落石
3	県道宮原力万線	佐用町才金 佐用町才金	1.2	—	100	〃
4	県道市場佐用線	佐用町住中 佐用町延吉	4.5	—	100	〃
5	県道下庄佐用線	佐用町東中山 佐用町豊福	4.7	—	100	〃
6	県道吉永下徳久線	佐用町西新宿 佐用町上秋里	3.5	100	150	〃
7	県道上三河平福線	佐用町上三河 佐用町海内	2.8	—	100	〃

※1 佐用川佐用水位が避難判断水位を超えると、以後も水位上昇が見込まれるとき

■ 特殊通行規制区間の道路通行規制基準

No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	規制条件 (通行止)	危険内容
8	国道179号	佐用町林崎 佐用町下徳久	0.3	現地状況により危険 を察知したとき	冠水
9	国道179号	佐用町佐用 佐用町上月	4.5	現地状況により危険 を察知したとき	〃
10	国道373号	佐用町大酒 佐用町上月	6.3	現地状況により危険 を察知したとき	〃
11	県道宍粟下徳久線	佐用町下三河 佐用町西徳久萩原	1.8	現地状況により危険 を察知したとき	落石 土砂崩落
12	県道若桜下三河線	佐用町名目津和 佐用町船越	1.8	現地状況により危険 を察知したとき	冠水落石 土砂崩落
13	県道吉永下徳久線	佐用町下秋里 佐用町円光寺	1.0	現地状況により危険 を察知したとき	冠水
14	県道吉永下徳久線	佐用町久崎	5.2	現地状況により危険	〃

No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	規制条件 (通行止)	危険内容
		佐用町米田		を察知したとき	
15	県道後山上石井線	佐用町奥海 佐用町上石井	8.9	現地の状況により危 険を察知したとき	冠水 落石



第8章 防災関係機関等の情報伝達

第1節 防災関係機関等の情報伝達

防災関係機関等の情報伝達は、第5章「予防及び警報」第1節「神戸地方気象台が行う予報及び警報」の「気象警報等の情報連絡図」のとおりとする。

1 通信機器の確保

総務対策部及び防災関係機関は、電話、FAX、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。

なお、停電や通信機器に破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■ 主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	災害対策本部～地域対策部各地域対策班
	専用回線	災害対策本部～住民等
	佐用チャンネル	災害対策本部～住民等
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク (衛星系／地上系)	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	町防災行政無線(戸別受信機)	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等
	町防災行政無線(移動系)	災害対策本部～災害現場等 災害対策本部～孤立集落
	携帯電話	災害対策本部～避難所等
	I P無線機	災害対策本部～孤立集落
	携帯電話 (さよう安全・安心メール)	災害対策本部～住民等
	携帯電話(エリアメール等)	災害対策本部～住民等

※ 防災行政無線等通信設備の概要は、別図3「防災行政無線等通信施設系統図」に示す。

※ 孤立集落は、別表6「孤立集落一覧」のとおり

2 関係機関連絡先

関係機関連絡先は、地域防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」1「関係機関の連絡先一覧表」のとおりとする。

第2節 住民等への情報伝達

町は、住民が避難行動等を適切に判断できるようできるだけ詳しく分かり易い気象情報や防災情報等を迅速かつ正確に伝達する。

1 住民への周知

町は、平時から住民への情報伝達経路等について、広報、佐用チャンネル等で周知を行う。

住民は、気象情報や防災情報などに日頃から注意する。

2 防災情報等の伝達体制（広報体制）

町に広報体制を整備する。

3 防災情報等の収集

(1) 防災情報の収集

防災情報の収集は、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3節「情報の収集」第1款「気象情報及び河川水位等の収集」、同第2款「重要水防箇所等の監視」及び同第3款「被害情報の収集」を準用する。

(2) 広報資料の作成

情報伝達及び広報資料は、前項の「(1)防災情報の収集」の必要な部分から作成する。

4 防災情報等の伝達手段（広報の伝達手段）

(1) 防災行政無線

さよう安全安心ネット

QRコード



<https://bosai.net/sayo/>

(3) 佐用チャンネル（データ放送、L字放送含む）

(4) 町ホームページ

<https://www.town.sayo.lg.jp/>

(5) エリアメール等

(6) Lアラート（災害情報共有システム）

(7) 広報車

5 防災情報等の伝達項目（広報の伝達項目）

町は、防災情報、被災状況・応急対策等の実施状況、住民のとるべき行動等について積極的に情報伝達及び広報を行う。

内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。

迅速に情報提供を行うため、様々な状況に応じた放送文案を事前に用意する。

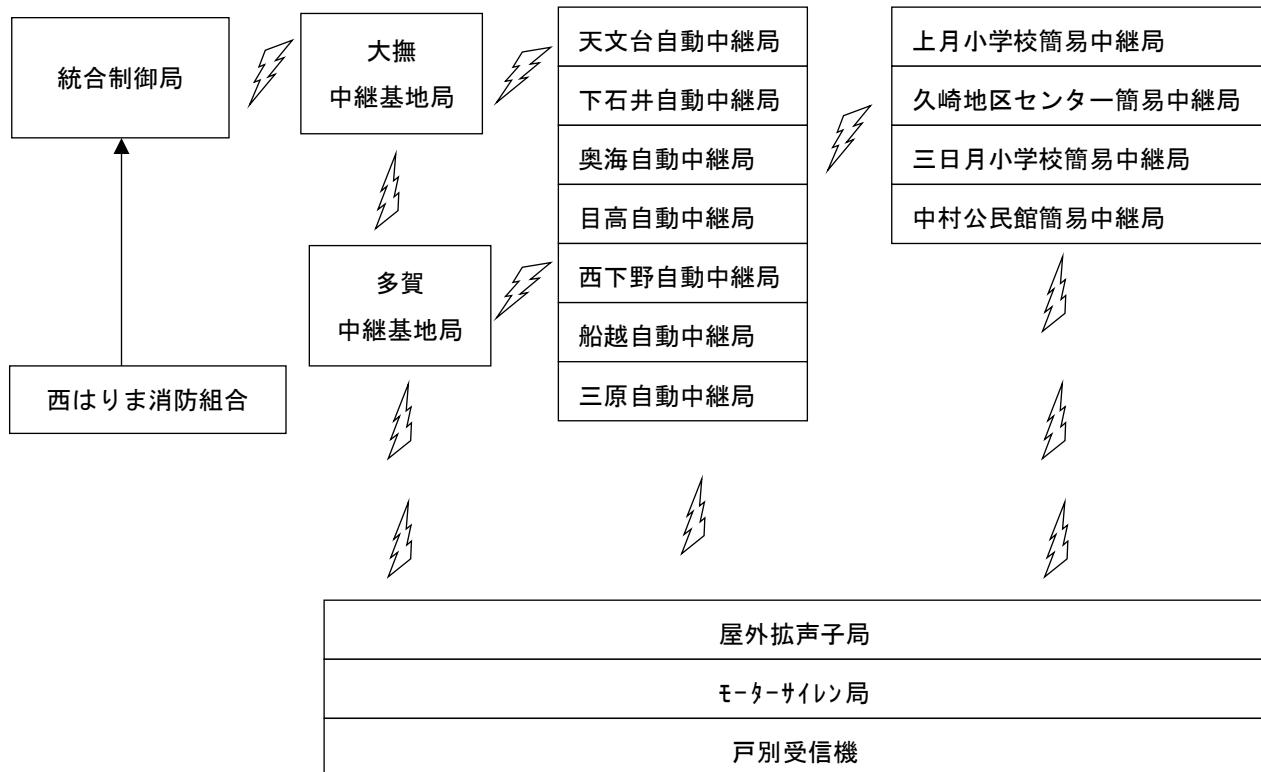
- ① 気象情報（注意喚起）
- ② 河川監視カメラ映像の配信
- ③ 災害体制に関すること（災害対策本部設置等）
- ④ 大雨警報（浸水害・土砂災害）・洪水警報・暴風警報
- ⑤ 土砂災害警戒情報
- ⑥ 避難所開設
- ⑦ 避難情報に関すること（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等）
- ⑧ 交通情報（JR・智頭急行・町道・県道・国道・高速道路）
- ⑨ ライフライン情報（電気・電話・ガス・水道・下水道）
- ⑩ 情報
- ⑪ 被害状況（人的被害、住家被害等）
- ⑫ 医療機関等の状況
- ⑬ 配給情報（飲料水、食糧、生活必需品等）
- など

※ 住民等に対する情報伝達系統図は別図4のとおりとする。

(別図3) 防災行政無線等通信施設系統図

■ 固定系系統図

 : 電波による伝達
 : 有線による伝達



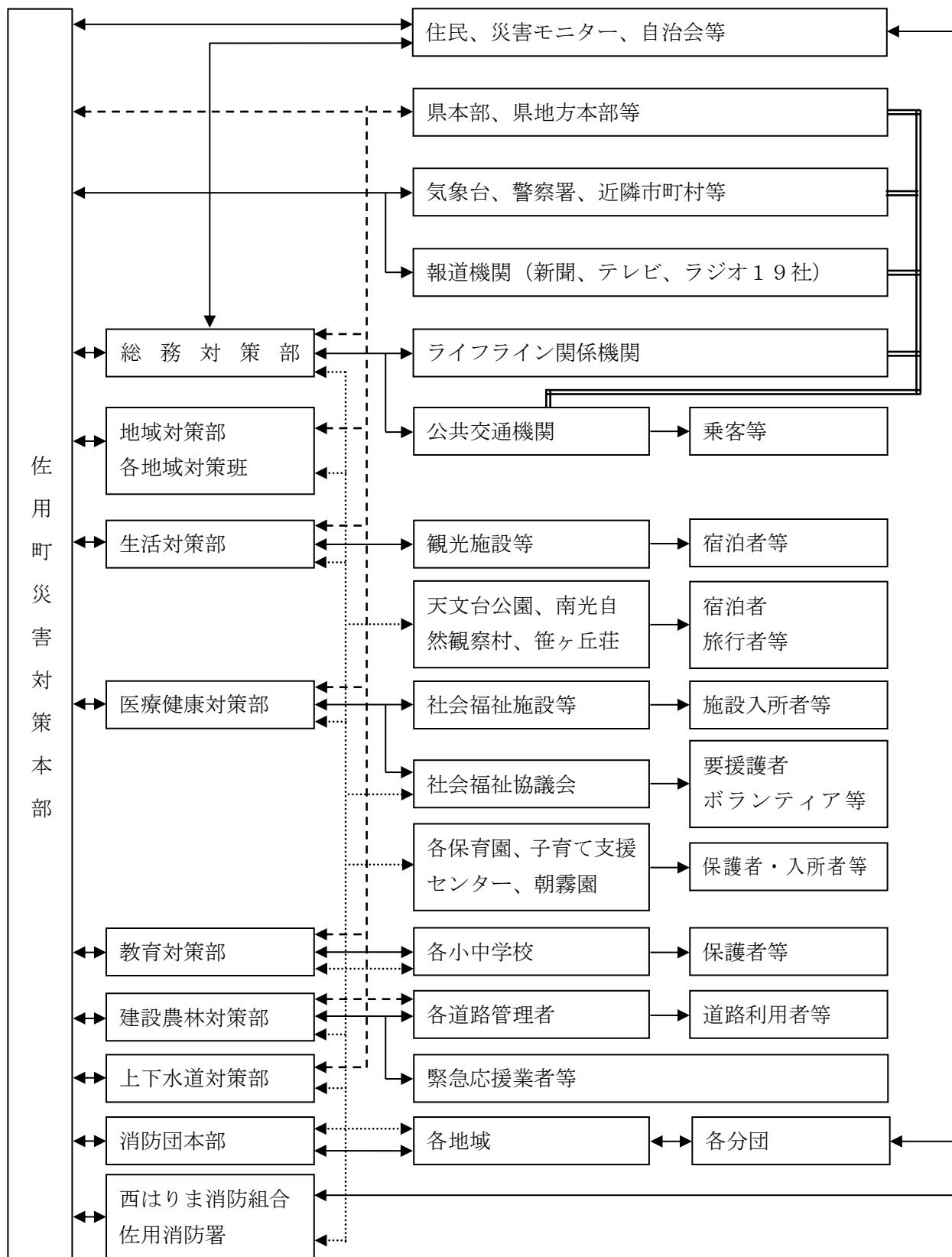
コミュニティ放送機は、役場各支所、各小中学校、各地域づくりセンター、各自治会集会所
佐用地域 51 力所、上月地域 42 力所、南光地域 23 力所、三日月地域 16 力所

屋外拡声子局は、佐用地域 21 局、上月地域 18 局、南光地域 18 局、三日月地域 27 局
(モーター・サイレン併設局含む)

モーター・サイレン単独局は、佐用地域 10 局、上月地域 9 局

戸別受信機は、約 7,000 世帯及び公共施設・事業所など約 700 台

(別図4) 住民等に対する情報伝達系統図



— 各対策部と住民、各対策部と関係機関、関係機関間等の情報伝達

- - - 各対策部と県本部及び県地方本部等との情報伝達

..... 各対策部間、各対策部と現地機関との情報伝達

===== 県と各関係機関との情報伝達

(別表6) 孤立集落一覧

地域	地区	集落名	想定被害	通信手段	Nコード
佐用域	長谷地区	奥金近	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-66-60
		奥長谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-66-56
		水根	倒木による道路封鎖	防災行政無線子機	4087-62-46
		青木	土砂災害	I P 無線機	4087-59-47
		若州	土砂災害	防災行政無線受信機	4087-61-42
		奥海	倒木による道路封鎖	I P 無線機	4087-64-42
		海内	土砂災害	I P 無線機	4087-67-48
		桑野	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-65-51
		中ノ原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-59-48
佐用域	江川地区	豊福	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-55-56
		平谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-55-54
		福澤	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-58-59
		甲大木谷	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-55-57
		乙大木谷	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-59
		淀	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-52-57
		末包	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-50
		東中山	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-57-50
		大垣内	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-48-64
上月域	幕山地区	皆田	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-45-63
		南中山	倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-53-64
		来見	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-62
		田和	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-61
		桜山	土砂災害又は倒木による道路封鎖	I P 無線機	4087-52-59
		宇根	土砂災害	I P 無線機	4087-48-66
	上月地区	久木原	倒木による道路封鎖	防災行政無線受信機	4087-49-73
		小日山	土砂災害	I P 無線機	4087-47-72
		日高	土砂災害	防災行政無線子機	4087-51-72
		寄延	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-53-71
	久崎地区	西新宿	土砂災害又は倒木による道路封鎖	I P 無線機	4087-49-80
		大日山	土砂災害	I P 無線機	4087-45-77
南光地域	中安地区	多賀	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-62-73
三日月地域	三日月東部地区	三日月上	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-75-71
		湯小	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-74-68
		東本郷 鎌倉	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-76-65
		大内谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-78-66
		添谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-77-64
	三日月中部地区	真宗	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-73-61
		志文	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-72-64
	三日月西部地区	三原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-69-76
		三ツ尾	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-67-75
		東大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-67-76
		西大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-65-76
計		42			

第9章 避難のための立ち退き

第1節 避難準備

河川及びため池では、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水による被害の恐れがある場合、水防管理者（町長）は、必要な地域に対し防災行政無線等によって避難の準備を呼びかける。

なお、住民は、佐用川、千種川、志文川に関し、高齢者等避難のあったときは、避難の態勢をとる。

第2節 避難のための立ち退きの指示

洪水のため著しい危険が切迫していると認められるときは、県光都土木事務所長又は水防管理者（町長）は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の住民に対し、避難のための立退を指示する。水防管理者（町長）が指示する場合は、たつの警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。

第3節 立ち退き指示の周知徹底

避難のための立退の指示者は、防災行政無線、水防信号、さよう安全安心メール、エリアメール、町ホームページ等の方法により区域の住民に周知徹底を図る。

第4節 避難所の開設及び閉鎖

避難所の開設及び閉鎖は、水防管理者（町長）が決定する。指定避難所は別表7「指定避難所一覧」とおりとする。

※ 町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第2節「避難対策」第3款「避難所の開設・運営」を準用する。

第5節 水防信号

1 水防信号

水防のための通信は、防災行政無線が使用できないなど、水防信号を使用して知らせる必要がある場合は、次の方法による。

- (1) 第1信号：河川で量水標の水位が水防団待機水位に達した場合等、水防信号を使用して知らせるもの
- (2) 第2信号：消防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号：区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号：必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くことを知らせるもの

2 水防信号は、兵庫県水防信号規則（昭和24年兵庫県規則第91号）に基づき次により行う。

水防信号	サイレン信号					
第1信号	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
	○	－	休止	－	○	－
第2信号	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
	○	－	休止	－	○	－
第3信号	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
	○	－	休止	－	○	－

水防信号	サイレン信号
	○ – 休止 – ○ – 休止 – ○ – 休止
第4信号	約1分 約5秒 約1分 ○ – 休止 – ○ – 休止
1	信号は適宜の時間継続する。
2	必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
3	危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

※ 防災情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、防災関係機関の出動等は、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」を準用する。

第6節 避難指示等の発令

本部長は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者に対し高齢者等避難の発令及び避難指示・緊急安全確保の発令を行う。

詳細については、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「避難指示等の発令」を準用する。

(別表7) 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人) 注1	備蓄 物資	備考
佐用	佐用小学校体育館	佐 用	82-2824	235	○	町民プール含む 崩壊土砂流出危険区域
	利神体育館	口長谷	83-2100	220	○	
	江川体育館	豊 福	84-0002	198	○	土砂災害警戒区域
上月	幕山体育館	本 郷	87-0002	96	○	※旧校舎 (山腹崩落危険区域)
	上月小学校体育館	上 月	86-0029	200	○	
	久崎体育館	久 崎	88-0016	187	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
南光	中安体育館	米 田	78-0030	228	○	浸水想定区域
	南光小学校	西徳久	78-0038	238	○	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	三河体育館	上三河	77-0004	227	○	土砂災害警戒区域
三日月	三日月中学校体育館	乃井野	79-2013	251	○	※校舎 (土砂災害警戒区域)
計	10箇所					

※ 災害の状況等により、災害時に職員の配置ができない場合もある。

※ 災害の状況等により、上記の施設の中から避難所として指定する。

※ 災害の状況等により、応急期などに指定避難所を変更する場合もある。

※  網掛けは浸水想定区域及び土砂災害警戒区域

(他に安全な施設がないため指定避難所とする。ただし、避難指示や土砂災害警戒情報などにより、校舎及び体育館の2階以上を使用する。)

※ ○は備蓄物資等の保管有

注1 収容人員は、1人3.3m²で算出

※ 地震時は、指定避難所の安全が確認されるまで、避難場所を上記小中学校のグラウンドとする。

第10章 水防設備の整備及び輸送の確保

第1節 水防設備の整備

水防管理者（町長）及び消防団は、水防上必要な設備（水防倉庫、資機材等）の確保に努める。消防団各分団の資機材を保管する場所は、各分団ポンプ庫を基本とするが、ポンプ庫以外の場所に資機材を保管する必要がある場合、水防管理者（町長）は水防倉庫の確保に努める。

水防倉庫1棟に「備蓄する器具及び資材の県基準」は次のとおりであるが、消防団各分団により必要な資機材や数量等が異なるため、消防団各分団の判断で必要な資機材や数量等の確保に努める。

■ 備蓄する器具及び資材の県基準

品名	数量	品名	数量
土のう袋	600 枚	杉丸太 長 4,00m 末口 9cm	30 本
ビニールむしろ	30 枚	杉丸太 長 3,00m 末口 6cm	50 本
なわ（ビニール製）	500m	くぎ（6吋）	11 kg
針金（10番又は8番）	23 kg	かけや	10 丁
スコップ	20 丁	小車	3 台
たこづき	5 丁	ペンチ	3 丁
のこぎり	5 丁	金づち	3 丁
おの	5 丁	かすがい	50 本
かま	10 丁	バケツ	1 個
なた	5 丁	救命ブイ	5 個
くわ	10 丁	ロープ	100m
じよれん	10 丁	懐中電灯	2 個
つるはし	3 丁		

消防団各分団が、資機材等を購入した場合、町は購入費の一部を補助する。また、無線機、ヘルメット、土のう袋及び砂など、全分団に必要な資機材は水防管理者（町長）が確保し、各分団に支給する。

企画防災課は、消防団及び自主防災組織が資機材を購入する場合、補助率50%（上限あり）を補助する。また、自主防災組織が世帯台帳を作成し、二つ以上の訓練等を実施した場合、世帯台帳に記載された1世帯につき500円の自主防災組織活動補助金を支給し、自主防災組織の水防資機材等の確保を支援する。

また、水防管理者（町長）は、備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧用資機材を使用する場合には、県光都土木事務所長等に電話にて承認を受ける。

※ 消防団各分団の資機材は、町地域防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第4章「水防活動」第2「資機材」1「消防団各分団資機材一覧表」のとおりである。

■ 水防倉庫一覧

地域	名称	所在地	管理	備考
佐用	佐用防災倉庫	本庁第三庁舎	企画防災課	水防・防災倉庫兼用
上月	上月防災倉庫	上月支所	上月支所	水防・防災倉庫兼用
徳久	南光防災倉庫	南光支所	南光支所	水防・防災倉庫兼用
三日月	三日月防災倉庫	三日月支所	三日月支所	水防・防災倉庫兼用

第2節 輸送の確保

建設課及び農林振興課は、非常の際、重要水防箇所への職員、水防資機材等の輸送及び県光都土木事務所等、その他関係機関への連絡経路を確保する。

- 1 県水防本部並びに県光都土木事務所及び県光都土地改良センター相互の輸送経路については、県水防本部において各所の報告に基づき通行路線を決定する。
- 2 県光都土木事務所等及び佐用町の間の輸送経路について、県光都土木事務所において管内のある状況により通行路線を決定する。
- 3 建設課及び農林振興課は、あらかじめ水防活動に必要な緊急輸送路を決定する。緊急輸送路は、別表8「緊急輸送路一覧表」のとおりとする。
- 4 輸送車の確保及び配備についても、あらゆる状況に即応できるように万全の措置を講じておく。
- 5 広域にまたがる場合には、県地域防災計画風水害等対策計画又は地震災害対策計画に準ずる。

(別表8) 緊急輸送路一覧表

■ 県指定

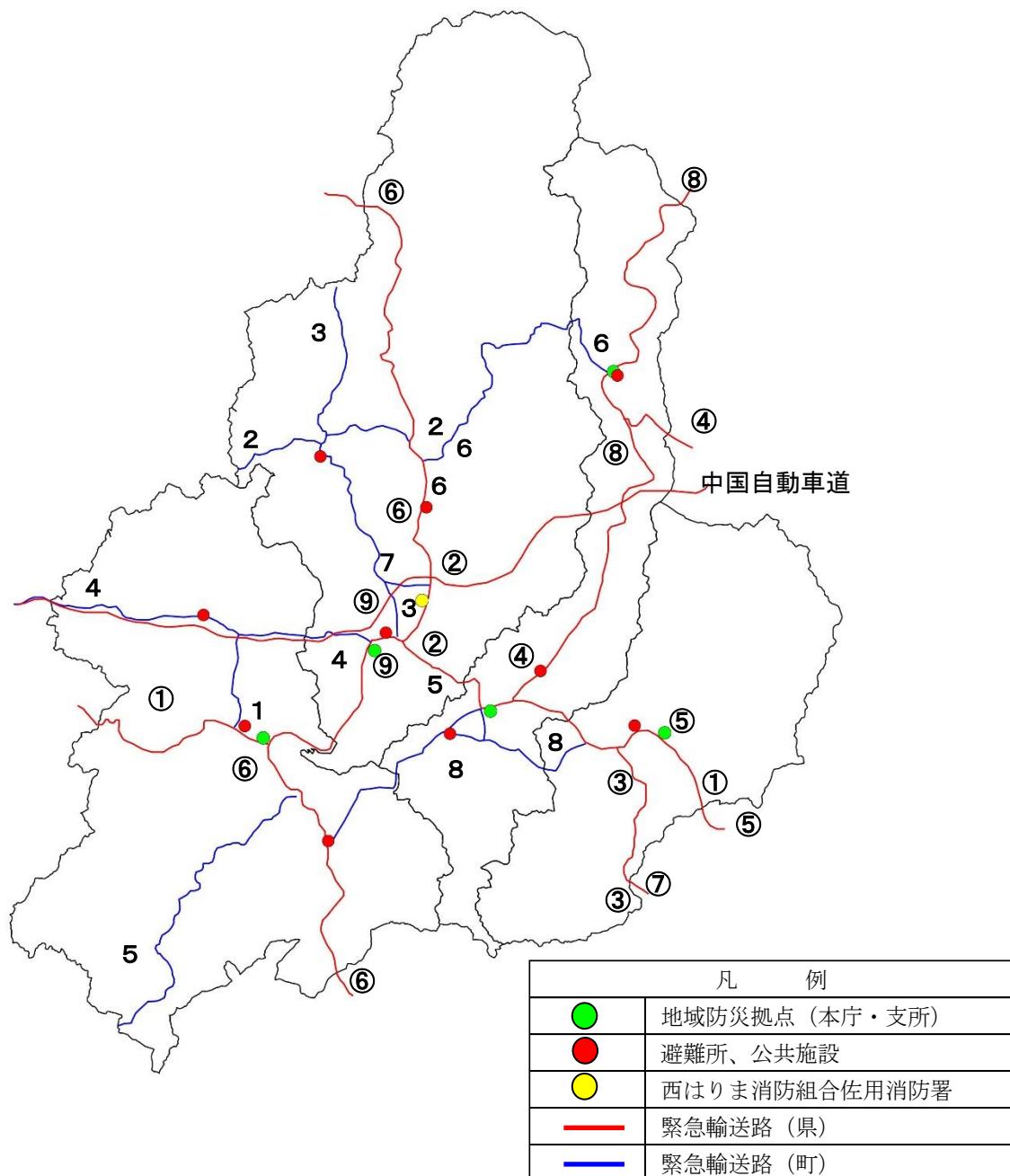
種別	番号	路線	起点の地名	終点の地名	管理者
幹線緊急輸送路(高速)		中国自動車道	大阪府・兵庫県県境	兵庫県・岡山県県境	西日本高速道路(株)
幹線緊急輸送路(平面)	①	国道179号	佐用町市ノ上	佐用町稗田	兵庫県
	②	国道373号	佐用町上町	佐用町横坂	〃
	③	県道上郡末広線	上郡町金出地	佐用町市ノ上	〃
	④	県道宍粟下徳久線	宍粟市山崎町山田	佐用町下徳久	〃
一般緊急輸送路	⑤	国道179号	たつの市新宮町鍛冶屋	佐用町市ノ上	〃
	⑥	国道373号	赤穂市有年原 佐用町横坂	佐用町上月 佐用町上石井	〃
	⑦	県道上郡末広線	上郡町上郡	上郡町国光	〃
	⑧	県道若桜下三河線	宍粟市千種町千種	佐用町下三河	〃
	⑨	県道佐用停車場線	佐用町河原	佐用町山平	〃

■ 町指定

種別	番号	路線	起点の地名	終点の地名	管理者
緊急輸送路	1	県道宮原力万線	佐用町力万	佐用町才金	兵庫県
	2	県道市場佐用線	佐用町延吉	佐用町淀	〃
	3	県道下庄佐用線	佐用町佐用	佐用町東中山	〃
	4	県道上福原佐用線	佐用町佐用	佐用町皆田	〃
	5	県道吉永下徳久線	佐用町下徳久	佐用町西新宿	〃
	6	県道上三河佐用線	佐用町平福	佐用町上三河	〃
	7	町道谷口塩田線、中学校前線	佐用町本位田乙	佐用町本位田甲	佐用町
	8	町道末広久崎線	佐用町米田	佐用町末広	〃

※ 輸送路は、別図5「緊急輸送経路図」のとおりとする

(別図5) 緊急輸送経路図



注) 図中の数字は、別表8「緊急輸送路一覧表」のとおりとする。

第11章 決壊の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊の通知

水防管理者（町長）及び県河川管理者（県光都土木事務所長）やため池管理者等は、堤防やため池等が決壊した場合は、直ちにその旨を関係者に通知する。

また、町消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長及び水防関係団体の代表者は、堤防やため池等の決壊を発見した場合は、水防管理者（町長）及び県河川管理者（県光都土木事務所長）等に通知する。

連絡系統は、「第5章 予報及び警報」の気象警報等の情報連絡図のとおりとする。

第2節 決壊後の処置

1 決壊後の処置

水防管理者（町長）は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める（法第26条）。ただし、応急復旧にあたる職員の安全確保に留意して活動を実施し二次災害防止に努める。

2 現地指揮者の処置

現地指揮者は、現地の適切な処置を行うとともに、町災害対策本部を通じて、下流水防管理団体、県水防本部及びたつの警察署その他関係機関に連絡する。

第12章 他の水防機関、関係機関との協力及び応援

第1節 県水防機関との連絡

県が開催する水防連絡会において水防態勢の強化充実を図り水防実施が円滑に行われるようとする。県水防組織としての現地指導班（県光都土木事務所）と緊密な情報連絡をとるとともに技術指導を受ける。

ため池については県光都土地改良センターの指導を受ける。

第2節 隣接水防管理団体相互の協力と応援

緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求めるものとし、応援を求められたときは、できる限りその求めに応じなければならない。

応援のため派遣される者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者（町長）の所管の下に行動する。

第3節 警察署との協議

水防管理者（町長）並びに県光都土木事務所長等及び県光都土地改良センター所長は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退等の計画の作成に必要と認められる事項についてたつの警察署長と協議する。

1 警察通信施設の使用（法第27条）

水防管理者（町長）、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者（以下「水防関係者」という。）は、水防上緊急を要する通信のために、警察通信施設を使用することができる。警察はその使用につき便宜供与するが、警察の緊急業務には優先しない。

2 警戒区域設定（法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。ただし、この場合において、消防機関に属する者が居ないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官はその職権を行うことができる。

3 警察官の援助の要求（法第22条）

水防管理者（町長）は、水防のため必要があるときは、たつの警察署長に対して、警察官の出動を求めることがきる。たつの警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずる。

4 立退指示（法第29条）

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示をした場合（可能な限り事前協議する。）は、たつの警察署長にこの旨通知する。

なお、避難指示等の発令については、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「避難指示等の発令」を準用する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請要求

救援を必要とする緊急事態の生じた場合は、町地域防災計画に定めるところにより知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。通信の途絶等により、知事に対して派遣要請ができない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊に直接通知することができる。なお、この場合、速やかに自衛隊は知事にその旨を通知しなければならない。

■ 要請先

区分	所在地	電話番号	
		時間内	時間外
県災害対策本部事務局 〔災害対策本部設置時〕	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県災害対策センター	078-362-9900 ～9902	078-362-9900 ～9902
県災害対策課（防災・危機管理班） 〔災害対策本部未設置時〕	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県災害対策センター	078-362-9988	078-362-9900
陸上自衛隊 第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号	079-222-4001	079-222-4001

第5節 土木組合等に対する協力要請

水防管理者（町長）は、水防活動及び応急対策活動に万全を期すため、災害応援協力協定に基づいて佐用郡土木組合等に協力を要請する。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者（町長）は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自治会、自主防災組織等との連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求める。

第7節 応援協定

水防管理団体（町）と関係機関との応援協定は、別表9の「災害時等応援協定等締結一覧」のとおりである。

（別表9）災害時等応援協定等締結一覧

No.	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先
1	H8.7.1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	兵庫県2市2町 岡山県2市1村
2	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	西播磨地域5市6町
3	H24.8.30	播磨広域防災連携協定	播磨地域12市9町
4	H18.11.1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県及び県内市町
5	H17.9.1	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合
6	H10.3.16	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、県内市町、県内企業団 日水協県支部及び県簡水協会
7	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	マックスバリュ西日本
8	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター
9	H20.4.1	佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
10	H23.3.25	災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定	佐用郡自動車整備業組合
11	H24.1.25	災害時等における応急対策活動に関する協定	佐用郡土木組合
12	H24.3.8	災害時等における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社 関西支社福崎高速道路事務所 中国支社津山高速道路事務所

No.	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先
13	H24. 3. 30	災害時における施設使用に関する協定	西日本電信電話株式会社兵庫支店 株式会社NTT西日本－兵庫
14	H24. 5. 9	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
15	H24. 10. 1	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	南光園、いちょう園、三原ホーム、播磨園、千種川リハビリテーションセンター、はなみずき、朝陽ヶ丘荘、聖医会、平成福祉会、祐あいホーム上月、サンホームみかづき
16	H24. 11. 15	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局
17	H25. 5. 31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	播磨地域の12市9町 日本郵便株式会社
18	H26. 2. 27	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播西支部佐用地区会
19	H27. 11. 4	災害時における物資等の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ
20	H28. 5. 12	災害等発生時相互協力に関する協定	智頭急行株式会社
21	H28. 10. 1	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会
22	H29. 10. 11	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	(株)T&T JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校
23	R2. 1. 29	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	合同会社ドローンの窓口
24	R2. 1. 29	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン関西支社
25	R2. 8. 6	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	セツツカートン株式会社、Jパックス株式会社
26	R2. 8. 28	災害時における施設等の利用に関する協定	国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所
27	R2. 9. 1	兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定	宍粟市、上郡町、美作市、西粟倉村、智頭町
28	R3. 2. 15	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	一般社団法人兵庫県トラック協会
29	R3. 7. 19	神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定	神戸市
30	R3. 9. 15	佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定	大塚製薬株式会社
31	R4. 2. 2	災害時における連携協力に関する協定	兵庫県弁護士会
32	R4. 3. 16	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社兵庫支社

※ 消防に関する協定は、平成25年4月に西播磨3市2町の消防本部統合により、「西はりま消防組合佐用消防署」となったため、町の協定一覧から除いています。

※ 協定の内容は、町地域防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第6章「広域応援体制」第2「協定書」のとおりである。

第13章 水防記録及び報告

第1節 水防記録

水防管理者（町長）は、次の水防記録を作成し、保管する。

- 1 水防実施状況報告書（法第47条）
 - 2 応援を求めた理由（法第23条第1項）
 - 3 水防従事者又は傭入れられた者の住所氏名及び出動時間並びにその理由（法第24条）
 - 4 堤防その他の施設の決壊の状況（法第25条）
 - 5 収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所（法第28条）
 - 6 処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所（法第28条）
 - 7 一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由（法第28条）
 - 8 立ち退き指示の事由及びその状況（法第29条）
 - 9 警察署の援助状況（法第22条）
 - 10 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
 - 11 現地指導の公務員の氏名
 - 12 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
 - 13 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
 - 14 警戒中の水位観測表（法第12条）
 - 15 水防協議会の設置（法第33条第2項）
- ※ 佐用町は防災会議が水防協議会を兼ねる。
- 16 水防訓練の概要（法第32条第2項）

第2節 水防報告

1 知事への報告

水防管理者（町長）は、次の事項を河川に関しては県光都土木事務所長を経由し、ため池に関しては、県光都土地改良センター長を経由し、知事に対し10日以内に報告する。この場合、フェニックス防災システムでの情報提供を基本とする。フェニックス防災システムで得られない情報について、県は町に情報提供を依頼し、町は県に報告する。

- (1) 前節の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(15)の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 県光都土木事務所長等への報告

水防管理者（町長）は、次の事項についてその都度報告する。ただし、通常はフェニックス防災システムで県及び町等は情報共有できるため、県の機器等が故障し情報の取得ができないときなど、県から依頼があった場合や緊急を要する場合は電話やFAX等で報告する。

- (1) 消防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（特別警戒水位）又は最高水位に達したとき及び氾濫注意水位（警戒水位）から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置

- (5) 法第 23 条第 1 項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- (6) 法第 25 条による堤防その他の施設の決壊状況
- (7) 法第 29 条による立ち退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

3 水防管理者（町長）への報告

各対策部等は、次の事項を水防管理者（町長）に報告する。

- (1) 水防のための出動時間、出動人員及び職氏名
- (2) 量水標等の水位、雨量及び気象状況
- (3) 重要水防箇所等の状況
- (4) その他危険箇所等の状況
- (5) 堤防その他施設等の損傷箇所、種類、延長及び処理並びにその効果
- (6) 資材、器具等の使用数量及び破損数量
- (7) 水防に従事中負傷等にかかった者の職氏名及び手当
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

各対策部は、緊急を要する事項を報告し、本部会議において協議を行い、災害対応を決定する。また、各対策部の報告様式は、町防災対策マニュアルのとおりとする。

※ 災害対策本部会議等での報告事項は、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1節「組織の設置」を準用する。

第14章 浸水想定区域の避難を確保するための措置

第1節 浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知河川（千種川、佐用川、志文川）について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表しており、町はハザードマップを全世帯に配布し周知している。

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町は、水位周知河川（千種川、佐用川、志文川）について、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画における当該浸水想定区域毎に、次に掲げる事項について定めている。

1 水位到達時間情報等の伝達方法

詳細については、第8章「防災関係機関等の情報伝達」第2節「住民等への情報伝達」とおりとする。

2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

避難場所は、別表8「指定避難所一覧」のとおりとする。

避難指示等の発令は、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「避難指示等の発令」を準用する。

避難及び避難誘導等は、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第2節「避難対策」第2款「避難及び避難誘導」を準用する。

避難所の開設・運営は、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第2節「避難対策」第3款「避難所の開設・運営」を準用する。

3 災害時避難行動要支援者等が利用する施設の名称及び所在地

要配慮者利用施設等の名称、所在地、連絡先等は、地域防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」1「関係機関の連絡先一覧表」のとおりとする。

災害時避難行動要支援者支援対策については、町地域防災計画風水害編 第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第18節「災害時避難行動要支援者対策の強化」を準用する。

第3節 洪水・土砂災害ハザードマップ

町は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定に基づき、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、各地域づくり協議会単位の洪水及び土砂災害ハザードマップを作成し、全世帯や事業所等に配布する。

また、住民の防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うため、13の地域づくり協議会単位とした洪水及び土砂災害ハザードマップを町ホームページに掲載する。

第15章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

町の水防に要する費用は、法第41条の規定により町が負担するものとし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、当該応援を要請した市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

また、町の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

第2節 公費負担

1 公費負担権限

法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、消防団長又は消防長は水防の現場において、次の事項において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車輛その他の運搬具又は排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担命令権限証

法第28条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者（町長）、消防団長又は消防長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

3 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公費負担命令権限証

○○消防団○○部長

何 某

上記の者に○○区域における水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の規定する権限の行使を委任したことを証明します。

平成 年 月 日

水防管理者

水防団長

消防機関の長

何 某 印

第 号

公費負担命令書

目的 物

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 28 条第 1 項の規定により使用（収用・処分）します。

平成 年 月 日

様

水防管理者

水防団長

消防機関の長

何

某 印

4 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第16章 水防計画及び水防訓練

第1節 水防計画

- 1 町は、県水防計画に応じた町水防計画を定め、県光都土木事務所を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、町防災会議に諮り承認を受けなければならない。
- 2 毎年、町水防計画の検討を行い、必要があるときは変更しなければならない。
- 3 町水防計画を変更したときは、町防災会議に諮るとともに、知事に協議しなければならない。
- 4 承認を受けた町水防計画は、公表するよう努める。
- 5 水防協議会は設置せずに佐用町防災会議が兼ねる。
- 6 町水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資機材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

第2節 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防団及び消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

法第32条の二規定により、毎年水防訓練を実施する義務がある。

研修及び訓練については、町地域防災計画風水害編 第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第3節「研修・訓練」を準用する。

平成 25 年 6 月 4 日 策定
平成 27 年 11 月 26 日 第 1 回改定
平成 29 年 12 月 15 日 第 2 回改定
令和 5 年 2 月 27 日 第 3 回改定

令和 5 年 4 月発行

作 成 佐用町防災会議
事務局 佐用町役場企画防災課防災対策室
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
TEL 0790-82-0664
FAX 0790-82-0492